

令和8年第2回千葉市議会定例会会議録（第7号）

令和8年6月19日（金）午後1時開議

○議事日程

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 市政に関する一般質問

○出席議員

1 番	石 川 美 香 君	2 番	吉 川 英 二 君
3 番	茂 呂 一 弘 君	4 番	岳 田 雄 亮 君
5 番	須 藤 博 文 君	6 番	岡 崎 純 子 君
7 番	黒 澤 和 泉 君	8 番	野 島 友 介 君
9 番	山 崎 真 彦 君	10 番	大 平 真 弘 君
11 番	渡 邊 惟 大 君	12 番	桜 井 秀 夫 君
13 番	青 山 雅 紀 君	14 番	伊 藤 隆 広 君
15 番	前 田 健 一 郎 君	16 番	石 川 弘 君
17 番	小 坂 さ と み 君	18 番	三 井 美 和 香 君
19 番	渡 辺 忍 君	20 番	安 喰 初 美 君
21 番	梶 澤 洋 平 君	22 番	守 屋 聡 君
23 番	蛭 田 浩 文 君	24 番	伊 藤 康 平 君
25 番	阿 部 智 君	26 番	松 坂 吉 則 君
27 番	植 草 毅 君	28 番	岩 井 雅 夫 君
29 番	亀 井 琢 磨 君	30 番	田 畑 直 子 君
31 番	川 合 隆 史 君	32 番	麻 生 紀 雄 君
33 番	段 木 和 彦 君	34 番	佐々木 友 樹 君
35 番	盛 田 眞 弓 君	36 番	櫻 井 崇 君
37 番	森 山 和 博 君	38 番	酒 井 伸 二 君
39 番	小松崎 文 嘉 君	40 番	向 後 保 雄 君
41 番	宇留間 又 衛 門 君	42 番	中 島 賢 治 君
43 番	三 須 和 夫 君	44 番	石 井 茂 隆 君
45 番	米 持 克 彦 君	46 番	石 橋 毅 君
47 番	白 鳥 誠 君	48 番	三 瓶 輝 枝 君
49 番	中 村 公 江 君	50 番	野 本 信 正 君

○説明員

市 長	神 谷 俊 一 君	副 市 長	那 須 一 恵 君
副 市 長	橋 本 直 明 君	総合政策局長	藤 代 真 史 君

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

総務局長	中尾嘉之君	財政局長	勝瀬光一郎君
市民局長	市倉秀子君	保健福祉局長	秋幡浩明君
こども未来局長	大町克己君	環境局長	堺逸樹君
経済農政局長	安部浩成君	都市局長	鹿子木靖君
建設局長	山田裕之君	病院局次長	柿崎恵司君
市長公室長	山崎哲君	総務部長	桑本茂樹君
教育長	鶴岡克彦君	教育次長	中島千恵君
代表監査委員	神崎広史君		

○議会事務局

事務局長	香取徹哉君	次長	小名木啓一君
議事課長	安西雅樹君	議事課長補佐	佐藤大介君
議事班主査	岡田昌樹君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 市政に関する一般質問

- | | | |
|------------------|---|-------|
| 1 公園の管理について | } | 安喰初美君 |
| 2 道路等のメンテナンスについて | | |
| 3 不適切保育について | | |

- | | | |
|----------------------------------|---|-------|
| 1 生活保護について | } | 盛田真弓君 |
| 2 花見川区の諸問題について | | |
| （1）三角町に建設予定の「ランドロームフードマーケット」について | | |
| （2）公民館のエレベーター設置について | | |
| （3）鳥込貝塚への不法投棄対策について | | |
| 3 ふるさと農園について | | |

- | | | |
|-----------------------|---|-------|
| 1 動物福祉・動物愛護について | } | 大平真弘君 |
| （1）ペット火葬について | | |
| （2）飼い主のいない猫に対する取組について | | |
| 2 美浜区の諸問題について | | |
| （1）無電柱化について | | |
| （2）ボラードについて | | |
| 3 マリンスタジアム建て替えについて | | |
| 4 共同親権について | | |

- | | | |
|---------------------|---|-------|
| 1 ちばしウォーキングポイントについて | } | 向後保雄君 |
| 2 新宿公園プロムナードについて | | |

- | | | |
|---------------------------|---|-----------|
| 1 金属スクラップヤードについて | } | 野 本 信 正 君 |
| 2 小学校を下校する児童の安全について | | |
| 3 物流倉庫の建設に伴う周辺住民の環境保全について | | |
| 4 新最終処分場について | | |

- | | | |
|-----------------------------|---|-----------|
| 1 教育委員会におけるハラスメント事案への対応について | } | 佐々木 友 樹 君 |
| 2 幕張海浜病院（新病院）について | | |
| （1）開院に向けた準備について | | |
| （2）交通アクセスについて | | |
| 3 千葉市地方卸売市場について | | |
| 4 新湾岸道路について | | |

午 後 1 時 0 分 開 議

○副議長（川合隆史君） これより会議を開きます。

出席議員は48名、会議は成立いたしております。

日程第1 会議録署名人選任の件

○副議長（川合隆史君） 日程第1、会議録署名員選任の件を議題といたします。

私より指名いたします。32番・麻生紀雄議員、33番・段木和彦議員の両議員にお願いいたします。

日程第2 市政に関する一般質問

○副議長（川合隆史君） 日程第2、市政に関する一般質問を行います。

通告順に従いお願いいたします。20番・安喰初美議員。

〔20番・安喰初美君 登壇、拍手〕

○20番（安喰初美君） 日本共産党千葉市議会議員団の安喰初美です。

通告に従い質問を行います。

初めに、公園の管理についてです。

本市は令和6年8月に身近な公園のトイレを対象として千葉市公園トイレ快適化計画を策定し、快適な利用環境の形成に向けた基本方針とともに今後おおむね10年間で進める計画的な補修及び改築の方針を定めました。ウェブアンケートで公園トイレに関する市民意識調査をしたところ、公園のトイレを利用しない人であっても利用する人でもどちらからも、汚く不衛生、臭いが気になる、建物内や周辺が暗く、防犯面や安全面で不安という理由が挙げられており、一般的に3K、汚い、臭い、暗いと呼ばれている環境の改善が必要だと述べられています。

公園トイレの汚い、臭いを解消するための改善策として市民が期待していることとして、回答者の半数以上が、清掃回数を増やすと答えています。このほか、高圧洗浄や薬剤によるおいの原因の尿石除去や便器や手洗いの自動洗浄機能の導入が望まれています。

公園トイレの暗さを解消するための改善策としては回答者の半数以上が、照明のLED化な

令和 8 年第 2 回定例会会議録第 7 号（6 月 19 日）

どによる明るさの改善を期待しており、このほか、出入り口付近や人の目につきやすい場所へのトイレの設置やトイレ付近に照明灯を設置、内装や内壁を明るい色に変更する、周辺樹木の剪定、伐採による見通しの改善などが対策として望まれています。

現計画の中では、汚い、臭い、暗いの 3 K の改善のための快適化対策メニューとしてほぼ全ての公園を対象とするベースアップ対策と、老朽化が進んだ公園トイレで実施する個別対策に区分されています。そのうちベースアップ対策は、清掃頻度アップ、尿石除去等の特殊清掃などと、便器洋式化、手洗いの自動水洗化、照明灯の LED 化、トイレ周りの樹木剪定といった対策を実施していくとされています。

そこで伺います。

1 つに、ベースアップ対策の進捗状況についてお示してください。

2 つに、トイレの清掃は委託事業者が行っていますが、清掃の内容、業者からの報告の内容、頻度についてお示してください。また、市のチェック体制はどうなっていますか。

3 つに、トイレに照明がない箇所数と割合についてお示してください。

4 つに、トイレの快適化の実施には利用者のマナーの向上も必要だと思いますが、公園のトイレ利用者への啓発はどのように行っていますか。

公園が設置されてから 30 年以上が経過している公園が多数を占め、樹木が成長して巨木となっています。公園の樹木は街中にある緑として貴重であり、木陰をつくり公園を利用する方たちを癒すとともに、樹木が二酸化炭素を吸収して地球温暖化を抑制する役割も担っており、樹木を大事に育てていくことが必要だと考えます。一方で、枝が伸び過ぎたことで公園全体が薄暗くなっている、枝が歩道に張り出し歩道に影ができ暗くなっている、樹木が街灯の光を遮っているなど樹木が及ぼすマイナスの影響について改善してほしいとの声が寄せられています。また、全国各地で倒木や落枝による事故が相次いでおり、樹木の老齢化に加え、周辺環境や気候条件の変化などにより、倒木のリスクが高まることが懸念されます。2019 年の台風では倒木による被害が大きかったことはまだ記憶に新しいところです。

そこで伺います。

現在公園で管理している樹木の点検、剪定、伐採はどのように行われていますか。

今の時期は草がどんどん伸びるため、草刈りをして 1 か月ですぐに草が伸びて草に覆われてしまい、小さな子供たちは公園で遊ぶことができない状況になります。また、大雨が降ったり、風が吹いたりした翌日は木の枝や葉が落ちしばらく放置されている状況も見受けられます。

そこで伺います。

1 つに、現在の清掃や草刈りの回数についてお示してください。

2 つに、公園付近の側溝に落ち葉がたまっていることが多く、それが原因となり道路冠水のリスクが高まるのではないかと考えられます。公園周辺の側溝の落ち葉等の除去はどこが責任を持って対応しているのか、伺います。

3 つに、清掃協力団体の効果と課題についてお示してください。

次に、道路等のメンテナンスについてです。

6 月 3 日に台風 6 号の影響で大雨が降り、千葉市に大雨警報が発令されました。今後も台風やゲリラ豪雨などで道路の冠水被害が出てくるおそれがあります。道路の排水をよくするために集水ますが設置されていますが、グレーチングの上に落ち葉やごみがたまっていたり、またグレーチングに泥が固まって目詰まりをしていたりなど集水ますの機能が生かされていない状

況があります。機能が生かされなければ被害が発生するおそれが十分考えられます。

そこで伺います。

集水ますの点検はどのように行っていますか。

次に、視覚障害者が安全に歩行するための視覚障害者誘導用ブロック、いわゆる点字ブロックは大変重要な設備となっています。しかし、経年劣化により凸凹がなくなり、点字ブロックとしての役割を果たしていないものや、一部がはがれて踏く危険がある箇所などが見受けられます。

スライドは稲毛区の京成みどり台駅からラウンドアバウトに通じる点字ブロックですが、私が実際に歩いてみましたが、突起が摩耗し表面が平らになってしまっていて点字ブロックとしての用をなしていない実態がありました。また、稲毛区小仲台2丁目6番周辺の横断歩道に設置されているエスコートゾーンも経年劣化が進んでいる箇所もあり、視覚障害者の団体から改修を求める要望が寄せられています。

そこで伺います。

1つに、点字ブロックの維持管理はどのように行われていますか。

2つに、点字ブロックの一斉点検を実施するよう求めますが見解を伺います。

3つに、傷んでいるエスコートゾーンの改修を求めますが見解を伺います。

次に、不適切保育についてです。

子供の安全・安心が最も配慮される場所であり、子供の最善の利益の保障と人権・人格が尊重されるべき保育所で虐待や不適切な保育があってはなりません。国は2021年3月に、不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引きを作成し、周知しました。

ところが、2022年11月静岡県裾野市で1歳児のクラスの園児に対し、足をもって宙づりにする、バインダーで頭をたたいて泣かせる、容姿をばかにした呼びかけや暴言を浴びせる、昼食時に園児を怒鳴りつけ、ほほをつねるなど不適切な保育をしていたとして保育士3人が暴行容疑で逮捕される事件があり、虐待や不適切な保育が大きく取り上げられることとなりました。こども家庭庁はこの事件をはじめ、虐待事案が相次いだため、2022年12月に虐待や不適切な保育について調査をしました。自治体によって事案の取り扱いに差があり、十分な調査とは言えず、実態を正確に把握するまでに至りませんでした。2023年5月に、保育所や幼稚園における虐待の防止及び発生時の対応に関するガイドラインを作成し、2025年8月に改訂を行っています。

このように不適切保育について国の対応が図られてきている中、今回千葉市でも不適切保育の事案が確認されたとして報道されています。報道によると若葉区の民間保育園で大縄跳びの際に、保育士が園児を強く押し出して転倒させたことが不適切保育にあたるとされ、さらにその様子を撮影した動画を、私用のスマートフォンに取り込み、自身のアカウントでインスタグラムに投稿した事案に続き、中央区の民間保育園でも園児3人に対し、昼寝用の簡易ベッドに抱えて落とすなどしたことが不適切保育にあたるとして園に改善を求めているとのこと。若葉区の事例では子供の画像を勝手に投稿するという個人情報保護の意味でもやってはいけない二重の問題点を指摘しなければなりません。

そこで伺います。

1つに、市の不適切な保育の定義とは何か見解を伺います。

2つに、不適切保育の要因について見解を伺います。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

3つに、今回の事案についての受け止めについてお聞かせください。

4つに、今回の事案に対してどのような対応がされたのかお聞かせください。

5つに、民間移管した保育園で不適切保育が続いたのは、民間移管に問題があるからではありませんか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 公園の管理についてお答えします。

まず、公園トイレ快適化計画におけるベースアップ対策の進捗状況についてですが、清掃については、一定の利用頻度があるトイレについて、令和5年度まで週2回行っていたものを、6年度より週3回に増やしております。

また、1公園につき1か所以上のトイレの便器の洋式化が、昨年度までに完了し、今年度からは、多目的トイレが設置されているトイレの男女別個室等の洋式化を進めております。

手洗いの自動水洗化については、昨年度末で対象となる163棟のうち32棟が完了しており、同様に、照明のLED化については、対象となる165棟のうち86棟が完了しております。

次に、トイレの清掃内容や業者からの報告などについてですが、清掃の内容は、床や便器、手洗い場等の水洗い清掃、ごみの回収やトイレットペーパーの補充です。このほか、設備の故障や詰まり等の異常が確認された場合は、本市へ報告するとともに、適宜使用禁止の措置を行っております。

業者から本市への作業の報告については、作業の翌月に提出される作業日報と、作業の前後を記録した写真を本市の監督職員が確認するほか、年3回、委託業務の履行状況について、対面による検査を実施しています。

次に、照明がないトイレの箇所数と割合についてですが、身近な公園のトイレ248棟のうち、照明がないトイレは63棟あり、割合は約25%となっております。

次に、トイレ利用者へのマナー向上に向けた啓発についてですが、トイレの衛生環境を維持するためには、利用者のマナー向上のための啓発が重要であると認識しており、これまでも、トイレをきれいに使っていただくよう呼び掛ける掲示を行っております。

今後とも、トイレの衛生的な使い方を分かりやすく視覚的に伝えるイラストの設置など、さらなる利用者のマナー向上に向けて、工夫してまいります。

次に、樹木の点検、剪定、伐採についてですが、点検は、定期的な目視による確認のほか、状況に応じて打診や樹木を揺らして異常がないかを確認するとともに、必要な場合は樹木医による診断も活用しております。

また、剪定や伐採については、それぞれの樹木が本来持つ自然の樹形を生かすことを基本としながら、繁茂した枝葉の剪定や、過密となり生育不良となった高木の間伐、枯損木や倒木のおそれのある樹木の伐採を行っております。

次に、公園の清掃や草刈りの回数についてですが、月1回を標準とし、落ち葉が多くなる11月、12月につきましては、月2回に回数を増やして清掃を実施しております。

清掃協力団体が活動している公園では、1年を通じて月に2回以上団体に清掃していただいております。

草刈りについては、年3回を基本としており、地域の行事予定や、草の繁茂状況等を踏まえ、必要に応じて、実施時期の調整や追加作業を行っております。

次に、公園周辺の側溝の落葉等の除去についてですが、公園緑地事務所及び土木事務所が連携し、出水期前や台風接近時などに、大雨等で冠水が起きやすい箇所を中心に、側溝の点検や清掃をしております。

また、公園の清掃協力団体に、側溝の清掃を協力いただいている箇所もあります。

最後に、清掃協力団体についてですが、清掃協力団体の活動により、地域の方々による公園のきめ細かな管理や、破損した施設等の早期発見につながっていると考えております。また、近隣の皆様が公園に愛着を持っていただくとともに、活動を通じて地域コミュニティの活性化にも寄与しているものと考えております。

課題としては、団体を構成する方々の高齢化や人数の減少、近年の猛暑による夏場の作業への支障等があげられます。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 道路等のメンテナンスのうち、所管についてお答えいたします。

まず、集水ますの点検についてですが、日常の道路パトロールによる点検に加え、台風など大雨が予測された場合には、事前に地下道や冠水の起きやすい箇所を中心に、集水ますなどの点検を行っております。

次に、視覚障害者誘導用ブロックの維持管理についてですが、自転車や徒歩などによる道路パトロールのほか、通勤時や現場に行く際などに日々の点検を行っております。

さらに、ちばレポをはじめ、市民の皆様からの通報により不具合などを把握しているところでございます。

破損や摩耗しているブロックを確認した際には、適宜補修を行っております。

最後に、視覚障害者誘導用ブロックの一斉点検についてですが、駅や公共施設の相互間を結ぶ生活関連経路においては、今年度、点検を行うこととしております。

また、その他の道路は、引き続き、道路パトロールなどの日々の点検により把握に努めております。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 道路等のメンテナンスについてのうち、所管についてお答えします。

稲毛区小仲台2丁目6番周辺の傷んでいるエスコートゾーンの改修に関する見解についてですが、横断歩道に設置されているエスコートゾーンの管理は千葉県警察が行っておりますことから、当該区域を管轄します千葉西警察署に要望してまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 不適切保育についてお答えいたします。

まず、不適切な保育の定義についてですが、保育施設での保育者による子供への関わりにおいて、保育所保育指針に示す子供の人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断されるもののうち、当該行為が継続、発展することにより虐待につながりうる行為が不適切な保育であると捉えております。

次に、不適切保育が発生する主な要因についてですが、保育者や組織の認識・知識の不足の

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

ほか、施設における職員の不足や、保育者の心身の疲労からくる余裕のなさなどが、子供の気持ちを見守った対応につながるものと考えております。

次に、今回の事案に対する受け止めについてですが、確認された不適切な行為、動画等の流出については、当該園の保護者や園児に強い不安や不信感を与えたことはもとより、それ以外の市民に対する不安や不信感にもつながり得るものであり、大きな御心配をおかけしたことで重く受け止めております。

次に、今回の事案に対しての対応についてですが、若葉区の事案については、事案認知後、現地で法人及び園職員への聞き取りを実施し、当該保育士の行為が不適切保育に該当するとともに、動画等の流出の過程で情報管理に問題があったものと判断したことから、現在、経緯や事実関係、情報管理体制等を調査するため、特別指導監査を実施しているところです。

今後、調査結果に応じ、法人に対して要改善事項を指摘し、具体的な改善策の提出を求めてまいります。

また、中央区の事案については、事案認知後、現地で法人及び園職員への聞き取りを実施し、聞き取り結果を踏まえた要改善事項を通知し、書面での回答を求めているところでございます。

最後に、民間移管した保育園での不適切保育についてですが、民間移管園に限らず、不適切保育はあってはならないものであることから、本市としましては、引き続き保育士確保に取り組むとともに、本市主催の各種研修の実施及び受講勧奨を行い、保育者や組織の意識の醸成を図り、不適切保育の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 2回目の質問を行います。

初めに、公園の管理についてです。

市民の方から、公園のトイレは週何回くらい掃除をしているのと聞かれることがあります。週2、3回行っているということやいつ掃除をしたのかが分かれば安心して使えることにつながるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

いつ掃除をしたのかが分かるように見える化をしてはどうでしょうか。

公園のトイレをいくつか見てきたところ、便器は比較的きれいになっており臭いを感じる場所は少なかったのですが、手洗い場が汚れているところが多いと感じました。中には苔が生えているところもあり、週2、3回掃除をしているのになぜなのかと疑問に思います。公園緑地維持標準仕様書には、トイレ清掃について、大便器・小便器、手洗い場の清掃については、適切な清掃用具及び洗剤を用い、洗浄すること、また、美観を保つために必要な作業は併せて行うことと示されています。仕様書に沿った業務が行われていないのは問題です。

そこで伺います。

委託業務の履行状況について年3回検査を実施しているとのことですが、仕様書に沿った業務が行われるよう指導すべきではありませんか。

照明がないトイレは全体の4分の1であることが分かりました。照明がなければ夜は使用することができず、トイレがある意味をなさないうえ、防犯上も問題があり改善が必要です。

そこで伺います。

照明がないトイレに早急に照明の整備を進めるべきではありませんか。

公園で遊ぶ機会の多い子供にとっても快適にトイレを使うことができるようにしていくことが必要です。園庭がない保育園の子供たちは園庭代わりにして毎日遊んでいるため、公園のトイレを利用しますが、大人用の便座しかない幼児では安定して座ることができないため、保育士が子供の体を支えて排泄の介助が必要になり、子供にとっても保育士にとっても公園でのトイレ利用は負担が大きく改善が求められます。

そこで伺います。

こども未来局と連携をして保育園の子供たちが園庭代わりにしている公園のトイレに幼児用便座を設置するよう求めますが、見解を伺います。

つい先日、京都下鴨神社の御神木が風が強くもないのに根元から折れ倒木する事案があり、老木には注意が必要だと改めて感じたところです。樹木の点検は職員や樹木医によって行われているとの御答弁でした。

そこで伺います。

何万本もの樹木を点検することは大変であると思いますが、どのくらいの頻度で実施されているのかお聞かせください。

清掃協力団体が清掃を行っている公園とそうでない公園とではやはり公園のきれいさが違います。気持ちよく公園を利用することができるようになくとも清掃協力団体並みの回数の清掃を行うべきではありませんか。

公園の周りの側溝は公園由来の落ち葉や土が堆積しやすいため、日常的に点検、管理をしていくことが冠水の予防になると考えます。側溝の落ち葉の除去は公園緑地事務所と土木事務所が連携して行うとの答弁ですが、責任があいまいにならないでしょうか。公園緑地事務所がまず日常的にチェックをする体制が必要だと思いますが見解を伺います。

次に、道路等のメンテナンスについてです。

集水ますの点検については、日常の道路パトロールによる点検が行われているというお答えでした。日常の道路パトロールの点検頻度など具体的な内容についてお示してください。

公民館や学校、保育所など市の施設の周りの道路の集水ますの上のごみを施設の職員が除去するだけでも道路部局の負担が減るのではないかと考えます。また、商業施設や工場などにも協力をお願いすることも必要ではないでしょうか。市民みんなで少し協力することで、町の安全を維持していけるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

市の施設と協議をし、市の施設の周りの集水ますの上に溜まったごみの除去を行うよう位置づけられないか伺います。

点字ブロックの点検については道路パトロールのほか、職員の通勤時や現場に行く際に日々点検を行っているとの答弁でしたが、当事者でなければ気づかないこともあるのではないのでしょうか。点字ブロックを安心して使えるようにするために、障害者団体等と定期的に懇談会などを行い、意見、要望を聞くことが必要ではありませんか。

次に、不適切保育についてです。

今回の両事案は法人からの通報があったとのことですが、職員や保護者が職員による不適切保育や虐待を疑う事案に気づいた際、相談・通報する窓口はどこか、直近3年間での通報相談件数はいくつかお聞かせください。

子供の心のケアや保護者への説明は適切に行われたのか伺います。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

今回の事案に対して市が不適切保育と判断した後、子供への対応や保護者への説明、保育士の処分などが行われています。こういった事態に備え、各園で不適切保育の対応マニュアルを作成することを進めるべきだと考えますが、見解を伺います。

市は法人及び園に調査をして要改善事項を通知し、書面での回答を求めているとのことですが、不適切保育が再発しないように一刻も早く改善を行っていくことが必要だと思います。

書面の回答期限はいつまでなのか。また、要改善事項が実施されているかどのようにチェックしていくのか伺います。

不適切保育が発生する要因の一つとして保育者及び組織の認識・知識不足が挙げられていました。保育の質の向上のための取組に力を入れていくべきと考えます。虐待や不適切保育を防ぐためには保育士が子供の人権を尊重する意識を持ち、日々の保育の振り返りの中で常にチェックをしていくことが必要であると考えます。千葉県では国のガイドラインや全国保育士会の人権擁護のためのセルフチェックリストを使っているとのことですが、有効活用がされているのでしょうか。また、各種研修が実施されているとのことですが、受講する人は限られており、その他の人は報告を聞くだけになり、研修の内容が十分つかめないのではないかと思います。

そこで伺います。

セルフチェックリストの活用状況及び、動画配信を使った研修の実施について見解を伺います。

施設の職員不足も不適切保育の発生の要因だとのことですが、配置基準どおりに人員が配置されていてもトイレに自由に行く時間もないほど忙しく、不足であればなおさら長時間過密労働にならざるを得ません。日々の厳しい働き方の中で心身の疲労が蓄積して余裕のなさにつながっていると考えます。

そこで伺います。

不適切保育を未然に防ぐため、保育士の配置基準を引き上げ、気持ちにゆとりを持ち子供たち一人一人に丁寧に関わることができる体制づくりを求めますが、見解を伺います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 2回目の御質問にお答えします。

公園の管理についてお答えします。

まず、トイレ掃除をした際に見える化についてですが、表示する内容や効果など他の公衆トイレの取組を参考にまいります。

次に、トイレ清掃業務の指導についてですが、毎月の作業報告を確認するとともに、必要に応じて現地確認も行うなど対応しております。

トイレの衛生環境を維持するため、引き続き清掃業者への指導を行ってまいります。

次に、照明がないトイレについてですが、こうしたトイレに照明を設置することは、公園の利用状況や地域の御意見、さらには整備に要する費用なども踏まえ、個別の検討が必要と考えております。

次に、公園のトイレの幼児用便座の設置についてですが、公園は小さな子供からお年寄りまで、幅広い年齢層の方が利用しておりますので、引き続き、様々な利用状況を把握の上、関係部局とも連携しながら、保育園児にも利用しやすい環境となるよう努めてまいります。

次に、樹木の点検の頻度についてですが、年3回、本市職員の目視による確認を実施してお

り、また、年間管理業務委託の受託者や指定管理者等による作業の際に、樹木に異常がないかを確認しております。

次に、清掃協力団体が清掃を行っていない公園の清掃についてですが、公園の清掃については、個々の公園の利用状況などを踏まえ、適切な対応を図っているところです。

市民の皆様との連携を進めることにより、公園の利用環境のさらなる向上が図れると考えており、引き続き、清掃協力団体が活動する公園の拡大も図ってまいりたいと考えております。

さらに、公園を快適な状態に保つためには、一人一人の適切な行動も重要であり、利用者のマナー向上に向けた啓発についても、引き続き進めてまいります。

最後に、公園の周りの側溝の公園緑地事務所によるチェックについてですが、大雨時に冠水が起きやすい側溝を中心に、出水期前や台風接近時などに、公園緑地事務所と土木事務所とが連携し、点検や清掃を実施しております。

このうち公園の樹木の落ち葉等による影響が大きい箇所については、公園緑地事務所が行うこととしており、あらかじめ具体的な箇所を建設局と定めております。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 道路等のメンテナンスについてお答えします。

まず、日常の道路パトロールの具体的な内容についてですが、週1回程度、国道・県道・幹線市道を対象に、路面や排水施設などの状況について、目視による点検を行っております。

次に、市の施設周りの集水ますの上に溜まったごみの除去を行うことについてですが、各管理者が、施設を円滑に運営できるよう日常の清掃時などで自主的に行っているものと認識しております。

最後に、障害者団体等に定期的に意見を聞くことについてですが、道路は多様な利用者が、安全かつ円滑に利用できることが求められているため、整備に当たりましては、幅広い利用者の御意見を伺いながら、そのニーズを的確に反映した道路空間を構築していくこととしております。

このため、以前からまち歩き点検やアンケート調査を実施するなど、各障害者団体を含めた多様な方々と意見交換を行った上で、整備を行っております。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 不適切保育についてお答えいたします。

まず、不適切保育や虐待を疑う事案に気づいた際、相談、通報する窓口についてですが、各園に設置している苦情解決第三者委員や不適切な保育等が疑われる事例があったときに通報できるよう、本市ホームページ上に設けた、通報受付フォームのほか、所管課においても相談や通報を受け付けており、直近3か年の相談・通報件数は、令和5年度が26件、6年度が42件、7年度が26件となっております。

次に、子供への心のケアについてですが、両事案において、被害に遭われた児童の様子を確認のうえ、園から保護者に対して、気づいたこと・気になることがあれば連絡をいただけるようお伝えしております。

保護者への説明については、事案の確認後、まずは被害に遭われた児童の保護者に説明したのち、保護者全体への周知を行った上で、本市職員同席で保護者説明会を開催し、事案の詳細

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

と今後の対応について御説明しております。

次に、各園で不適切保育の対応マニュアルを作成することについてですが、本市では、国が策定した、保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生等の対応等に関するガイドラインを定期的に市内全園に周知しており、事案発生時にはこれに沿った対応をするよう指導しております。

次に、要改善事項の回答期限とそのチェックについてですが、中央区の事案については、今月5日に要改善事項を通知し、来月6日までに、取組状況に関する報告を求めています。その後も、巡回指導や必要な報告を求めるなど、取組状況について確認を行ってまいります。

若葉区の事案については、特別指導監査の調査結果に基づき、今後、法人に対して要改善事項を指摘し、具体的な改善策の提出を求め、取組状況について確認を行ってまいります。

次に、人権擁護のためのセルフチェックリストの活用状況についてですが、市の巡回指導員による巡回の際に、不適切保育に関する各園での取組を確認しており、保育の振り返りの際にセルフチェックリストも活用するよう指導しております。

動画配信による研修については、受講場所の制限を受けず、短期間に多くの保育者の知識が更新できる点において動画配信の活用は有用と考えておりまして、国などが作成した研修動画を活用し、研修内容に応じて、対面での研修方式と適切に組み合わせて、保育者の知識、経験の向上に努めております。

最後に、不適切保育を未然に防ぐための保育士の配置基準の引き上げについてですが、御質問いただいた趣旨の配置基準の引き上げは現在検討しておりませんが、本市といたしましては、引き続き保育士確保に取り組むとともに、本市主催の各種研修の実施及び受講勧奨を行い、保育者や組織の意識の醸成を図り、不適切保育がなくなるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 3回目は意見、要望を申し上げます。

初めに、公園の管理についてです。

トイレの快適化計画に基づき改善が進められていることが確認された一方、現状はまだ汚れている所が存在しています。壁面の汚れを除去したり、蜘蛛の巣を払ったりするだけで、汚れの感じ方は違います。委託事業者の清掃実施状況のチェック体制をしっかりと行い、トイレの空間全てをきれいにしていくよう要望します。照明がないトイレについては、地元の要望には配慮しながらもやはり必要な所には整備をしていくべきと考えます。

道路等のメンテナンスについてです。

集水ますに溜まった落ち葉等の除去は、樹木の多い大きな公園の周りについては公園緑地事務所と土木事務所で役割分担をして対応していることが分かりました。これからの季節はゲリラ豪雨への対策が必要になってくると思いますので、役割分担に基づいて点検と整備を徹底していくよう要望いたします。

最後に、不適切保育についてです。

今回の事案について検証をしっかりと行い、改善策を明らかにして二度と起こらないよう対策をしていくことが求められます。保育士の確保、研修の充実、人権への意識向上など未然防止のための取組強化を要望します。特に、4月に民間移管した保育園は、フォローアップの期間中でもあり、子供と保護者の信頼を取り戻すよう市の責任で対応することを求めます。子供

の心のケアについて児童精神科や臨床心理士など外部の専門家を活用していくことも求めています。また、仮に起きてしまった際の対応マニュアルは不可欠ですので、各園での作成を位置づけることが必要だと考えます。不適切保育の最大の要因は、保育士一人当たりの子供の人数が多く、個別配慮が行き届かないこと、ストレスや負担があり余裕がないことではないでしょうか。横浜市は、1歳児は4対1、4歳以上児は24対1と自治体独自の配置基準で運用し、保育士の負担軽減を図っています。本市も1歳児は国基準を上回っていますが、まだ十分とは言えません。さらなる配置基準の改善を要望して私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。35番・盛田眞弓議員。

〔35番・盛田眞弓君 登壇、拍手〕

○35番（盛田眞弓君） 日本共産党千葉市議会議員団の盛田眞弓です。

通告に従い一般質問を行います。

初めに、生活保護についてです。

最高裁判所は、2025年6月27日、国による2013年からの生活保護費の引き下げは違法との判決を言い渡し、引き下げ処分の取り消しを命じました。本来支給されるべき額の半分程度の補償額であることについては、不服申し立てによる全額支給を求める運動も行われています。国は、この判決の結審を受けて、生活保護費の追加給付を行うことになりました。地方自治体でも対象となる方への保護費支給にむけた作業を進めているところですが、いつ頃の支給になるのか明確ではありません。昨今の物価高騰による暮らしへの影響は大きく、減額分の生活保護費の支給については、遅れることが許されない状況です。

生活が困窮している世帯への本来支給されるべきであった保護費は速やかに対象となる方の手元に渡らなければなりません。また、生活保護の追加給付の対象者が死亡している場合は、対象から除かれることになっており、一刻も早い支給が待たれています。

そこで伺います。

現在生活保護を受けている世帯への生活保護費の追加給付にあたって、千葉市の現在の作業状況についてお示しください。

以降、質問席にて行います。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 本年3月にコールセンターを設置するとともに、対象世帯の把握と新たな基準額に基づく追加支給額を算定中です。

今後は、確認作業を経て、決定通知書の送付、各世帯への支給を行う予定です。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 現在生活保護を受けている世帯への今後の作業スケジュールを明らかにし、対象者におおむねの支給時期を伝え、判明した対象者から追加給付を行うように求めますがどうか、お答えください。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 現在、本市で生活保護受給中の対象世帯について、過去の受給状況等の確認を行っており、現時点で具体的なスケジュールをお示しすることはできませんが、準備が整い次第、順次給付を実施してまいります。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 追加給付については、この間行われてきた改訂で対象となる期間や、世帯の状況に応じて算定し直す作業、確認をしているとのこととです。

スクリーンを御覧ください。

この間行われてきた改訂で対象となる期間や、世帯の状況に応じて算定し直す作業、確認をしているとのこととです。厚生労働省のホームページで示されている追加給付の対象となる基準生活費と加算の表です。居宅の基準額や各種費用、加算等々、対象となる期間が違うことに加えて、世帯の構成についての確認作業もしなければならないとのこととで、複雑で時間がかかるかとされています。

現在、追加給付のための確認作業には何人が業務にあたっているのか、伺います。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 本庁保護課の職員や各区のケースワーカーなど約250人で業務に当たっております。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 人手を増やして追加給付の時期を早めることを求めるがどうか、お答えください。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 業務に携わる職員のほか、データ入力作業を外部委託するなど、業務体制の強化を図っており、迅速な支給に努めてまいります。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 一刻も早い給付を求めるものです。

今現在、生活保護の支給を受けていない世帯への追加給付については、どのように進められるのか、お尋ねします。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 生活保護廃止世帯への追加給付については、今後、国が申請受付期間を示すこととされております。国から示されましたら、速やかに対応できるよう準備してまいります。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 自治体が、生活保護の支給を受けていない世帯へ早期の追加給付に取り組めるためにも、国に対して要請をすべきではないのか、伺います。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 可能な限り早期に支給できるよう、国に対して必要に応じて要望や照会を行うなど、適切に対応してまいります。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 次に、これから過酷な夏を迎えるにあたって、生活保護受給世帯へのエアコン設置について伺います。エアコンの設置と使用については、命を守るために国を挙げて推奨しています。東京都三鷹市では、エアコンの購入・設置費用を最大12万円助成する事業を行っています。経済的な理由でエアコンを設置できない低所得世帯を対象に、自宅にエアコンが1台もない、または既存の全てのエアコンが故障等で使用できない、もしくは稼働している全てのエアコンが設置から15年以上経過している世帯を対象としています。

そこで伺います。

過去5年間の生活保護受給世帯のエアコン設置や修理に係る生活保護費支給の状況についてお示してください。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） エアコンの設置については、生活福祉資金貸付の活用のほか、特別な事情がある場合に限り、生活保護費の支給対象となっており、過去5年間の設置実績は、令和3年度は47世帯、4年度は37世帯、5年度は40世帯、6年度は55世帯、7年度は57世帯となっております。

また、修理費用については、生活保護の支給対象外であることから、把握しておりません。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 現在、生活保護世帯からエアコン設置等の要望があった際、千葉市ではどのように対応していますか。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 保護開始時に持ち合わせがない時などで特別な事情がある場合に限り、生活保護費の支給対象となっております。

一方で、特別な事情に該当しない場合にあっては、生活扶助基準に、家電製品の購入などの臨時的経費も含まれていることから、原則として保護費のやり繰りの中で賄っていただいております。必要に応じて生活福祉資金の貸付を御案内しております。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 特別な場合に限るということで、非常に限定的だと思います。

生活保護費については、冬季加算の規定によって11月から3月までは水光熱費等の加算が設けられています。夏場のエアコンの稼働による電気・ガス代の負担も深刻です。電気代を節約するために、エアコンの使用を控えたのでは本末転倒です。

夏季加算の創設の必要性は明らかであり、当然国に働きかけるべきではないのか、お尋ねします。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 生活保護基準については、国において検討されるべき事項であり、他政令市等とともに、国に要望しているところです。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 昨今の過酷な暑さにより、そして千葉市の生活保護受給世帯の実態の把握も行ってもらって、エアコンがないことで健康を害し、命が脅かされることないように対応を求めています。

次に、花見川区の諸問題について伺います。

三角町に建設予定の、ランドロームフードマーケットについて。

スクリーンを御覧ください。

花見川区の三角町に大型のスーパー、ランドロームフードマーケットと100円均一の複合施設が建設中です。建物についてはこの8月末に完成する予定と聞いています。近くで買い物できる施設が出店することには期待が寄せられていますし、心待ちにしている住民の方も少なくありません。しかし、スーパーの建設が進む道路の現状は、もともと工場が多く集まり大型車両の通行も頻繁にされる場所です。店舗前の道路には歩道がなく、買い物で訪れる方の安全上

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

も何らかの対応が求められるのではないかと不安の声も寄せられています。

初めに、スーパーの建設に関連して伺います。

周辺の道路事情として、長年地域住民等からも利用者からも改善要望が寄せられている件についてです。工業地帯として、大型車両が頻繁に行きかう道路の拡幅と歩道整備の問題です。

伺いますが、市道三角町柏井町線の大森工業株式会社周辺の歩道整備についての現状と今後の事業スケジュールについてお示しください。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 歩道整備の計画延長200メートルのうち、90メートルが完了しております。

今年度は、残る110メートルのうち、用地の取得が完了した約50メートルについて、整備を行うこととしております。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） スクリーンを御覧ください。

現在スーパーの駐車場等の工事が進められていますが、道路際までブロックの囲いがあり植栽等の整備途中とみられます。スーパー利用者と近隣住民の安全のために、歩道に準ずるスペースを確保する必要があると考えます。

伺いますが、新たに新店舗前の歩道整備の必要についての市の見解をお示しください。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 道路の形態や構成は、時とともに刻々と変化する沿道利用の環境を注視した上で、アップデートの必要性について判断していくものとしております。

このことから、市道三角町柏井町線においても検討しましたが、歩行者の安全を考慮し、歩行者はスーパーの東側と西側の生活道路から、車両はスーパーの南側からと、出入りを分離するため、車両の出入口となる店舗側に新たに歩道を設けるなどの変更は考えておりません。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 今回スーパーが建設されている反対側は歩道整備がなされています。市道三角町柏井町線は、今年度、予定している50メートルの歩道整備が進むとのことですが、未整備区間の60メートルは残り、結局歩行者は歩道がない場所は狭い道路を歩行せざるを得ません。今も歩道として整備をされているスペースはありますが、途中から歩道がないことと合わせて、雑草も人の背丈まで伸びているため歩道としての役割が十分果たされていない状況です。歩道整備を進めるよう求めておきます。

また、出店する事業者においては、店舗前の道路側には歩道の整備は行わないとしても、隣接する民地と合わせる形でスペースを空けて、スーパーの構造物が通行の妨げにならないような改善をするよう担当部署から働きかけを行うよう求めておきます。

次に、公民館のエレベーター設置について伺います。

千葉市が管理運営する公民館は中学校区に1か所を基本に47か所設けられており、住民の教育、文化を育む拠点としての役割を果たしています。また、災害時の避難所としても位置づけられ、蓄電池の整備、避難所の簡易ベッドや備蓄品なども準備されています。

高齢化の進む地域状況を踏まえて、以前から公民館へのエレベーターの設置を求める声があり、さつきが丘の地域でも2021年に署名を集め千葉市に要請した経過があります。当時、既存の公民館のエレベーター設置については、建て替えの際に行う計画であるとのことでした。今

回、新年度予算で美浜区の高浜公民館へのエレベーター設置工事の予算が付いたことから、改めて質問をいたします。

スクリーンを御覧ください。

現在、市内でエレベーターの設置が必要な公民館は全体で21館あるとされています。

公民館自体の建て替えを予定している施設はいくつかあるのか、お示してください。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 昨年8月に策定した社会教育施設保全計画では、計画期間である昨年度からの10年間に おきまして、12館の建替えを予定しており、内訳としては2階建てでエレベーターが設置されていない施設が9館、平屋建てが3館となっております。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 既存公民館でエレベーター設置を進める施設はあるのか、伺います。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 高浜公民館におきまして、エレベーターの設置を進めることとしており、今年度は実施設計を予定しております。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 既存の公民館については、建替え時にエレベーターを設置するとの当の方針は変更されたのか、お答えください。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） エレベーターの設置に関する考え方は、当時と変更なく、建替えや大規模改修の際に設置することを基本としております。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 千葉市が今後、エレベーターの設置が必要と考える21館から、建替え予定の12館のうち9館と、既存建物にエレベーターを設置する高浜公民館を除くと、残りは11館です。

市の社会教育施設保全計画では、さつきが丘公民館は建替え計画の中に入っておりません。

高浜公民館と同じように既存建物への後づけのエレベーター設置と考えてよいのか、伺います。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 高浜公民館は、社会教育施設保全計画におきまして、改修により長寿命化を図る施設と位置づけており、建替えの予定がないことや、施設内での設置が可能な構造であることなどから、既存施設にエレベーターを設置することとしたものでございます。

一方で、さつきが丘公民館は、同計画におきまして、次期計画以降で対応または検討する施設としていることから、現時点での方向性は決まっております。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） さつきが丘公民館については、5年前にもエレベーターの設置を求める署名が提出されており、今回も公民館の利用者をはじめ住民の皆さんの強い要望により署名運動が取り組まれています。

さつきが丘公民館のエレベーター設置を検討すべきではないのか、お尋ねします。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 繰り返しになりますが、さつきが丘公民館につきましては、社会

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

教育施設保全計画におきまして、次期計画以降で対応または検討する施設としていることから、次期計画以降において検討してまいります。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 次期計画以降とのことですが、計画期間は10年間です。次期計画を待てば最短でも10年先でしかエレベーターの設置が計画されないということです。地域の実態との乖離が著しいと言わざるを得ません。利用者と住民の声を受け止め計画の見直しを求めておきます。

次に、鳥込貝塚への不法投棄対策についてです。

西小中台保育所の裏隣に位置し、道路を挟んで西小中台小学校を見下ろす場所に、鳥込貝塚があります。小高い丘を登ると松の木や桜の木に囲まれた広場があり、お花見等住民の憩いの場として親しまれています。

気候変動の影響かここ数年で松枯れが広がり、対策のために伐採が行われています。また、ごみの不法投棄も目立つようになり新たな対策が必要となっています。

そこで伺います。

鳥込貝塚の松枯れについて、これまでの対策と今後の対応をお示してください。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 令和3年に2本の松枯れを確認して以降、これまで隣接する道路や保育所の敷地へ倒れるおそれのあった45本の松を伐採してまいりました。

残る約20本の松につきましては、現時点で敷地外へ被害を及ぼす危険性は低いと考えられますが、数本の松に松枯れの進行が確認できることから、他の文化財管理地と合わせまして定期的に見回り、状況を確認しながら、計画的に伐採を進めてまいります。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 松枯れの対策として45本の伐採を行ったということを受けて、地元からは低木のさつきやつつじ等に植え替えられないかとの要望を受けています。

鳥込貝塚への新たな植栽についての見解をおたずねします。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 鳥込貝塚は貴重な文化財であり、地下には縄文時代の貝塚が保存されています。

新たな植栽につきましては、低木であっても、根による貝塚の損壊につながるおそれがあるため、文化財保護や管理コスト等の観点から、行うことは考えておりません。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） スクリーンを御覧ください。

道路に面したフェンス越しにごみが投げ込まれています。草木が伸びてきているため外からは見えにくい状況となっています。

伺いますが、ごみの不法投棄の実態把握について、日常的な管理と不法投棄防止対策についてお示してください。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 維持管理につきましては、草刈りと清掃を年2回実施するとともに、大雨や台風の後を中心に職員が現地を確認するなどの対応を行っております。

また、敷地内へのごみの投げ捨てにつきましては、不法投棄禁止の注意喚起の看板を新たに

設置し、ルールを守っていただけるよう呼び掛けるとともに、地域の皆様に御協力をいただきながら、速やかなごみの回収に努めてまいります。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） よろしくをお願いします。

次に、ふるさと農園について質問させていただきます。

花見川区三角町にあるふるさと農園では今、夏を前に深緑の時期を迎えつつあります。時代の流れが速すぎる昨今、季節の移り変わりを肌で感じ、ゆったりとした時間を取り戻すことのできる貴重な空間となっています。

千葉市はこの3月に、このふるさと農園の水車小屋と長屋門を取り壊す通知を発表しました。6月には事業者を決定し、7月からは水車小屋、長屋門の解体工事に着工し、施設の撤去を行い11月には工事を終える予定とのことでした。

この件を知った住民から驚きと憤りが寄せられ、今月3日には、ふるさと農園の水車小屋と長屋門の解体撤去を再考することを求めますという千葉市長あての要望書が281筆の署名とともに提出されました。その後、農政課では、住民への周知が十分ではなかったと判断され、7月4日に町会を通じて住民向けの説明会を行うことになったとの報告を受けました。

そこで伺います。

今回のふるさと農園の水車小屋と長屋門の解体撤去については、いつからどのように進められていたのか、ここに至る経過をお示してください。

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 水車小屋と長屋門については、設置から35年以上が経過する中で、老朽化による危険性を除去する観点から解体撤去を行うこととし、その跡地につきましては、農林業に対する市民理解をより一層深めること、さらには、農業関係人口の増加につながる取組に有効活用することを令和5年度に方針決定したもので、6年度に実施設計を行い、今年度、解体工事に着手する予定です。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 今回の施設解体撤去にあたって、近隣住民や利用者への意見聴取は行われたのか、伺います。

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 今回の施設の解体撤去は、ふるさと農園の機能の一部改修であることから、近隣住民や利用者への意見聴取は行っておりませんが、今年4月上旬に、周辺自治会や関係団体等に対し、解体工事の実施について説明を行ったところです。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 解体工事の説明はごく限られた範囲で行われており、ふるさと農園に隣接する住民でもほとんどが知らない中で進められているというのが実態です。

ふるさと農園は20年前から指定管理者制度を導入しており、これまでに3つの事業者が管理運営を任されてきました。

伺いますが、指定管理者が実施する施設の維持管理の内容についてお示してください。

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 本市と指定管理者が締結する基本協定書に基づき、指定管理者は管理施設の点検、保守、修繕、清掃等の維持管理を実施することとしております。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 本来、長屋門と水車小屋の修繕、改修については市と指定管理者どちらが責任を持つて行うことになっているのか、伺います。

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 日常的な修繕は、原則として指定管理者が実施することとしておりますが、その範囲に収まらない、資本的支出を伴うような大規模な改修工事などについては、市が実施することとしております。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 解体撤去の理由として、市が挙げているのは、常に雨風に晒されることによる経年劣化の進行と、近年の風水害の激甚化の影響で、施設全体の老朽化が著しく進んでいるとしていますが、これまで時期に応じた適切な施設管理、メンテナンスは行われてきていたのでしょうか。

伺いますが、ふるさと農園の水車小屋と長屋門を解体撤去した場合、同様の施設は市内にあるのか、お尋ねします。

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 水車小屋については存在しておらず、長屋門については、古くからの民家に残っているものが複数ございます。

なお、ふるさと農園の水車小屋と長屋門は、歴史的建造物ではなく、平成4年のふるさと農園開園に合わせて設置したものでございます。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 歴史的建造物ではないとのことですが、市内にはもう存在しない唯一無二の施設であり、35年間にわたり訪れる方や地域住民に愛され歴史を刻んできた建物です。

7月4日に行われる説明会では、住民や利用者からの疑問や意見、ふるさと農園についての想い等も当然出されると思いますが、市は説明会での住民の意向を踏まえて、今後のふるさと農園の在り方を検討しますか。お答えください。

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 現在も、地域の皆様と協力してふるさと農園を作り上げていく取組を実施しております。引き続き、地域住民や利用者の皆様からいただいた御意見も取り入れながら、農林業に対する市民理解を一層深め、農業関係人口の増加につなげるという方針に基づいて、より良い施設運用となるよう検討してまいります。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 農政課が説明会を行う判断をされたことで、当初の計画であったふるさと農園の水車小屋と長屋門の解体撤去についての6月の業者契約、7月の解体工事着工のスケジュールは延期となりました。住民説明会を行うことは一歩前進であると思いますが、市民自治の観点からも意思決定の過程で、住民の意見を聞かずに進めてはならないと思います。

今回のふるさと農園について、住民の合意なく水車小屋と長屋門の解体撤去を進めないことを求めるがどうか、お答えください。

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 地域住民の皆様に対し、解体後の跡地を有効に活用し、さらなるにぎわいを創出することで、農林業に対する市民の皆様の理解を深める場としての機能に

について、より一層強化していくことを丁寧に御説明申し上げ、解体撤去に対する理解を求めてまいります。

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 現指定管理者は、キッズスクールなど幼児や小学生のいる親子をターゲットに、園内探検やバケツ稲づくりなど子供が楽しめる自然や農をテーマとしたワークショップなどを行っているとのこと。子供が実際に見る、触れる、体験するという場所であるからこそ、残すべき施設ではないのでしょうか。

水車小屋と長屋門の茅葺屋根は、20年から30年に1回程度、新たな茅に葺き替える全面張り替えが必要で、その更新時期を迎えているとのこと。

水車小屋と長屋門をなくしてしまうことは簡単かもしれませんが、しかし、断熱性や通気性に優れている茅葺屋根は、年々減少しているものの熟練した職人さんたちによって、今も各地で葺き替え作業が続けられているとのこと。他にはない、ここでしか見ることができないという特別なものが今のふるさと農園にはあるのです。新たなふるさと農園を住民と一緒に作り上げる。これからも末永くふるさと農園に足を運んでもらいたいというなら、なおさら住民の声を真摯に聞くべきであると、強く申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 盛田眞弓議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。10番・大平真弘議員。

〔10番・大平真弘君 登壇、拍手〕

○10番（大平真弘君） 無所属、大平真弘です。

通告に従い質問に入ります。

動物福祉・動物愛護についてです。

ペット火葬について。

近年、犬や猫のペットと暮らす世帯は増えています。家族としてペットを迎え入れ、ともに時間を過ごすペットとの死別は必ず訪れます。核家族や共同住宅に暮らす世帯が増加する中、ペットとの死別とともに供養が必要になります。一般的にペットが亡くなった際は火葬を行うことになりますが、近隣自治体の市川市では、クリーンセンターにて動物専用の炉で火葬し、遺骨を慰霊碑に合同埋葬しています。対象は市川市民に限られますが、民間のペット火葬と比べ、大幅に安い費用で火葬が可能です。また、ペットの遺骨を返却希望の市民には、遺骨を手渡ししており、動物愛護にも配慮された取組が行われています。

初めに、千葉市のペット火葬の現状についてお聞かせください。

以降は、質問席にて質問行います。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 本市といたしましては、ペットの火葬は行っておりませんが、民間事業者が火葬や遺骨の引取りなどのサービスを提供しております。

なお、飼い主が死亡した犬や猫等のペットを清掃工場で焼却してほしいと市への引渡しを希望される場合は、環境事業所や清掃工場において有料で引取りを行っております。

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員。

○10番（大平真弘君） 市川市では、近年の住宅事情やペットと暮らす世帯の増加から、専用の炉で火葬し、遺骨を慰霊碑に合同埋葬や家族に返却まで行っております。政令市である千葉

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

市においては、市川市に見劣りしないクリーンセンターの建て替え及び、ペット火葬が行えるような動物愛護・動物福祉を考えた環境整備を要望いたします。

次に、飼い主のいない猫に対する取組について。

市川市では令和7年12月、市川市動植物園内に地域猫活動支援拠点、いちにゃんサポートがオープンしました。一般市として全国的に稀な、地域猫の里親さがしや動物愛護の情報発信など、地域猫への支援を行っています。主な役割として、譲渡会やウェブ紹介による里親さがし、会議開催や連絡網整備などの活動団体間の相互交流、譲渡可能な地域猫の一時預かり、地域猫の管理や理解を深める働きかけや連携、動物愛護イベントの参加などの情報発信が行われています。休園日以外、開所されており、一時預かりしている里親募集中の猫を現地で様子を見ることもでき、保護猫活動を自治体主導でされています。

また飼い主のいない猫への不妊去勢手術助成も行っており、オス1万1,000円、メス1万6,500円の助成がされており、保護活動を行うボランティアの方々へ手厚い支援の取組がされています。

初めに、千葉市での地域猫活動の取組をお聞かせください。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 動物保護指導センターでは、地域猫などに関する相談や苦情に対応しております。具体的には、飼い主や地域で活動するボランティアの皆様などに対して不妊去勢手術の実施、トイレの管理、餌やりの方法などについて千葉県動物愛護推進員やボランティア団体等と連携を図りながら指導・助言を行っています。

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員。

○10番（大平真弘君） 次に、千葉市の不妊去勢手術助成の現況と課題をお聞かせください。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 昨年度は、601頭の申込頭数のうち、予定の申込日までに捕獲できた388頭に対して手術を行いました。

平成23年度からこれまでに市獣医師会の協力により4,000頭以上の手術を継続して行ってきた効果もあり、子猫の収容頭数は減少傾向となっております。

飼い主のいない猫対策の課題としては、動物愛護推進員をはじめとするボランティアの皆様の御協力のもとに行われている地域ぐるみの活動を一層支援していくことが重要であると認識しております。

こうした認識のもと、令和6年度から町内自治会や管理組合などによる活動に対する地域申請を開始したところですが、より多くの地域に活用いただけるよう、さらなる周知啓発に努めてまいります。

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員。

○10番（大平真弘君） 子猫の収容頭数が減少傾向であることはいいことですが、360頭の受入枠に600頭以上の申請がある状況は、不妊去勢の需要を満たせているとは言えません。受入枠の拡大が必要と考えますが、そもそも、年間で不妊去勢手術が必要な猫がどれだけいるのかといった予測は難しいです。市川市や習志野市のように、地域の動物病院で不妊去勢手術を行い、領収書と引き換えに助成金申請を行う、そのような方法は柔軟に不妊去勢手術を行えるように見受けられます。現状、動物保護指導センターでは不妊去勢の需要を満たせていない状況ですので、領収書と引き換えに助成金申請を行う方法の導入も検討いただきたいと思います。

また、千葉市でも動物福祉・愛護の施策として、直接的な行政の活動や働きかけや、ボランティアの方々が活動しやすい千葉市を目指していただきたいと思います。

次に美浜区の諸問題について。

無電柱化についてです。

幕張新都心では、千葉市の景観政策に基づき、地区ごとの景観形成基準が定められており、建築物や屋外広告物について、景観に配慮したルールが適用されています。

幕張ベイタウンや若葉住宅地区にも独自の景観形成基準があり、統一感ある街並み、沿道型建築、植栽・舗装デザイン、建物の高さや外観配色などが細かく定められています。幕張新都心は単なる高さ制限ではなく、未来型国際都市としての統一感を重視した景観ルールになっている点が大きな特徴です。

しかしながら、幕張ベイタウンには電柱や電線がほとんど見られない一方、幕張ベイパークのある若葉住宅地区周辺には多くの電線や電柱があり、海浜エリアらしい開放感や景観への影響だけではなく、防災の観点からも懸念されるものです。京葉線の北側が若葉住宅地区である幕張ベイパーク、南側が幕張ベイタウンです。こちらがベイタウン側で、こちらがベイパーク側になります。公園大通りや花見川通りが分かりやすいですが、京葉線の高架を境に、ベイタウン側は電柱が全くないにも関わらず、ベイパーク側は電線・電柱が現れます。また若葉住宅地区の外周には多くの電柱・電線が確認できます。

初めに、幕張ベイパーク周辺の無電柱化の状況と進捗についてお聞かせください。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 市道若葉5号線など緊急輸送道路から防災拠点である幕張海浜病院までの経路においては、電線共同溝の整備により、昨年度末までに無電柱化が完了したところです。

また、電柱・電線のある道路につきましては、既に地中化するための管路の敷設は完了しておりますので、沿道の開発の進捗に合わせ、電線を管内に引き込み、無電柱化を図っていくこととしております。

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員。

○10番（大平真弘君） 美浜区は全域埋立地のため、東日本大震災の際には、多くの電柱が傾き、早期に無電柱化が必要な地域です。防災減災及び景観も含め、美浜区全域の無電柱化を推進いただきたいと思います。

次に、ボラードについてです。

ボラードとは道路や広場、歩道の端などでよく見かける金属製やコンクリート製のもので、歩道への車両侵入防止、商業施設前の安全対策、景観デザインの一部、自転車・違法駐車対策として設置されておりますが、景観基準に合わせて街並みデザインの一部として使われております。様々な種類があり、常時設置の固定式、緊急車両が通れる着脱式等様々な種類がありますが、設置基準が分かりません。幕張ベイパークではマンション敷地から道路に出る歩道に、ボラードが設置されておりますが、多くの車両が接触した形跡が見られ、生活動線に支障があるように見受けられます。

本市における歩行者、車両の安全に適切なボラード設置の考え方についてお聞かせください。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 日本道路協会発行の、ボラードの設置便覧を参考に設置しており、

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

本市独自の設置基準はございませんが、設置する際には、計画段階において、車両の大きさ、走行軌跡、現場状況などを十分考慮した上で行ってまいります。

また、設置後においても、利用状況を検証し、必要に応じ設置位置を変更するなど、安全かつ最適な道路環境の維持に努めてまいります。

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員。

○10番（大平真弘君） 本市としてボラードの設置基準はないことが分かりました。事業者の設計に許可を出しているのは本市であると同時に、市の管理する歩道に設置されているものですから、生活に支障をきたしているボラードについては柔軟に位置の変更等に対応いただくことを要望いたします。また、過去にボラード位置を変更した箇所の情報蓄積等により、ボラード新設時から生活動線に支障がきたさないように、歩行者、車両の導線に配慮した整備をお願いいたします。

次に、マリンスタージアム建て替えについてです。

マリンスタージアム移転・建て替えは多くの市民の関心事項であり、新しい幕張新都心のシンボルになるものです。また、昨今の酷暑や周辺環境に配慮し、長期的な視点に立った利便性確保の観点から、利用者にとって快適であると同時に事業者にとっても持続的に事業しやすい施設設計である必要があります。こうした中、スタジアム形式については、昨年5月の基本構想案骨子において、屋外型スタジアムとして建て替えると発表され、同年6月議会の一般質問において、昨今の酷暑や興行時期における降雨等の課題を踏まえ、開閉式のドーム化の必要性を提案、要望させていただきました。

その後同年9月に策定された基本構想では、民間投資によるドーム化の可能性を排除せず、市民球場としての機能を超える追加投資は民間負担を前提とする考えのもと、改めて、屋外型スタジアムとして建て替えるとの方向性が示されました。

こうした経緯の中でドーム化を求める声が大きくなり、本年6月2日、千葉市、株式会社千葉ロッテマリーンズ、イオンモール株式会社の三者による共同会見にて、屋内型スタジアムを見据えた基本計画の検討を進めていく旨が正式に発表されたところであります。また、昨年6月議会では北海道日本ハムの本拠地であるエスコンフィールド北海道を例にあげ、質問させていただきましたが、今回は海外に目を向けてメジャーリーグの先進スタジアムの事例を用いながら質問したいと思います。

初めに、スタジアム形式について、基本構想で示された屋外型から、屋内型へと方針転向がなされましたが、この経緯についてお聞かせください。

○副議長（川合隆史君） 総合政策局長。

○総合政策局長（藤代真史君） 昨年9月に、再整備の方向性を屋外型スタジアムとして、基本構想を策定した後、10月に株式会社千葉ロッテマリーンズから、屋内型スタジアムとする可能性について再検討の要請がございました。この後、球団におきましては、事業性や来場者の利便性、興行の安定性、多様な利用可能性などについて総合的な検討を行ってきたとのごです。そして、それを踏まえ、本年4月末、本市に対しまして、基本計画の策定にあたり、屋内型スタジアムを見据えた検討を行うことについての正式な要請が示されたところのごです。

この間、本市におきましては、継続して球団とコミュニケーションを行いながら、基本計画の一次検討としまして、屋内型と屋外型の比較検討を行い、追加費用の規模感等の整理を行っ

てまいりましたが、4月末に提示されました球団の将来を見据えた判断とこれに基づく要請を踏まえまして、ホームタウンである本市といたしまして、先般、事業協力者であるイオンモール株式会社を含めた三者で、基本計画は屋内型スタジアムを見据えて検討を進めると基本方針において掲げる、千葉マリンスタージアム再構築基本計画策定に係る協定書を締結いたし、現在、基本計画の二次検討に着手しているところでございます。

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員。

○10番（大平真弘君） 基本構想で示された屋外型から屋内型へと方針転換されましたが、これに伴う事業費の変化についてお聞かせください。

○副議長（川合隆史君） 総合政策局長。

○総合政策局長（藤代真史君） 基本構想では、屋外型スタジアムのベース機能部分の整備費用を約600億円と見込むとともに、開閉式ドームの整備につきましては、これを大きく上回り、約1,000億円を超える可能性があるものと想定をいたしておりました。

その後に実施いたしました基本計画の一次検討では、屋根形式を固定式とするなどの条件を設定した場合にあっても、整備費用は約1,000億円を超えるものと試算をいたしております。

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員。

○10番（大平真弘君） 屋外型スタジアムを前提に事業協力者を公募していましたが、屋内型への方針転換に伴い、提案内容や今後の検討について影響はないのか、お聞きいたします。

○副議長（川合隆史君） 総合政策局長。

○総合政策局長（藤代真史君） 事業協力者の公募に際しましては、屋内型スタジアムにも対応可能な、実現性のある提案であることを条件として求めておりました。

イオンモール株式会社の提案は、幕張新都心に求められます各施設間での回遊性の向上や公共空間の有効活用など、的確な現状認識に基づいたスタジアムを核とした地域全体の活性化に資する内容として、具体性と実現性の観点から高く評価されたものでございます。

今回の屋内型スタジアムを見据えた基本計画の検討に当たりましては、提案内容を含めつつ、スタジアム再構築を契機とした当該エリアの将来像について、三者間で方向性を共有したうえで協定を締結しているところであり、回遊性の向上やエリア価値の向上といった提案の基本的な考え方に変わりはなく、提案内容の具体化及び今後の基本計画の検討に特段影響はないものと認識をいたしております。

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員。

○10番（大平真弘君） では次に、一例として、メジャーリーグのトロント・ブルージェイズ本拠地、ロジャース・センターは世界初の可動式屋根の全天候型スタジアムです。1989年開業で、現マリンスタージアムよりも古いスタジアムです。スタジアムに直結した、トロントマリオットシティセンターホテルが場内に併設されており、一部の客室やレストランからフィールドを一望することができます。琵琶湖の約28倍あるオンタリオ湖に隣接した立地は、幕張新都心と東京湾に隣接したマリンスタージアムと似た特徴を持っています。

幕張の海、風、空を感じられる屋外型スタジアム再整備を契機としたまちづくりコンセプトについて、屋内型となった場合どのようなことになるのかお聞かせください。

○副議長（川合隆史君） 総合政策局長。

○総合政策局長（藤代真史君） 屋内型の場合の屋根形状や可動の有無については、現時点では決まっているものではございませんが、仮に固定式とした場合であっても、屋根・壁の一部

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

の構造上の工夫や、周辺空間との一体的な設計などの建築上の工夫によりまして、スタジアムの訪問時に海、風、空を感じられるような、環境や景観とのつながりを意識いたし、今後の計画を進めてまいりたいと考えております。

こうした工夫を通じまして、千葉マリスタジアムがこれまで培ってまいりました魅力や歴史性を継承しながら、新たな価値を付加、積み加えていくことが重要であると認識といたしております。

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員。

○10番（大平真弘君） まとめて総括になりますけれども、昨年度に質問させていただいた際は、開閉式屋根の屋内型スタジアムについては初期投資額が1,000億円を超えることも想定されることから、資金的なハードルが高く、概算事業費約600億円の海、風、空を感じられる屋外型スタジアムを積極的に選択することでした。しかしながら、この度の発表における基本計画では、固定式屋根の屋内型スタジアムであっても1,000億円を超えるとのことでした。直近の試算結果ではないものの、過年度の基礎調査結果では、開閉式屋根は固定式屋根の1.1倍程度かかるとの試算があります。約600億円から1,000億円超と事業費が増加した場合であっても、その差額を税金の投入ではなく、民間資金で賄えるのであれば、さらに資金調達方法を工夫すれば、開閉式屋根の屋内型も可能ではないでしょうか。屋外型を選択した従来の考え方から、将来的な収益性や利用価値を重視する考え方への転換をした今、改めて開閉式屋根の全天候型スタジアムの試算や検討について要望をいたします。基本構想で掲げられている海、風、空を感じられるコンセプトは現在のマリスタジアムの伝統を踏襲しており、興行時にスタジアムから花火を眺めることができる地域は希少です。今後何十年と利用され、千葉市のシンボルとなるものです。市民、事業者にとって、より良いスタジアムになるように進めていただきたいと思います。

最後に、共同親権についてです。

夫婦間トラブルや離婚においては子供の権利が尊重されない場面に遭遇します。子供がお父さん、お母さんに会いたいと主張しても、親権を取った親や連れ去りを行った親が、子供の意見を尊重せず、夫婦間のトラブルや感情を子供に押し付けるような相談を受けてきました。

私のもとには、別居後に親権を有する保護者が保育園の外から子供の様子を見守っていたところ、保育士が子供を急いで室内へ連れて行くなど、あたかも危険人物であるかのような対応を受けたとの相談が寄せられました。共同親権制度が施行された現在、保育所等において別居親や親権者に対する不適切な先入観や排除が生じないように対応する必要があります。また、親権者であっても保育園の行事や説明機会から排除されたと受け止められる事例も聞いております。保育所や学校において、別居親であっても監護に関わる親権者・保護者に対し、子供に関する情報提供や施設との関わりの機会が適切に確保できているのか、千葉市はどのような考え方で運用しているのかをお伺いしたいと思います。

初めに、保育所、幼稚園、小中学校等における父母双方への情報提供、児童の引き渡し対応、緊急連絡先管理等について、千葉市として統一的なガイドライン整備や職員周知をどのように進めておりますでしょうか。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 市立小中学校における父母双方への情報提供につきましては、基本的には児童生徒を通じて行っております。また、児童の引き渡しや緊急連絡先の管理につき

ましては、各学校におきまして緊急連絡先カード等を整備し、その登録内容に基づき対応しております。

加えて、昨年度、国から親権に関する改正民法の解説資料が提示されたため、これに基づき、親権者間で登録内容等に意思の相違がある場合は、親権者間の協議結果に基づき対応いたします。

このように、各市立学校におきましては従来の運用を基本としつつ、国の解説資料の内容を踏まえて対応しており、新たに統一的なガイドラインを整備する予定はございませんが、引き続き適切な対応に努めてまいります。なお、当該解説資料は、本年3月下旬と4月初に、各学校へ周知しております。

一方で、現時点では、保育の現場を想定した解説資料は示されておりませんが、国の動向を継続して注視し、対応が示された際には、その内容を精査して、保育現場への周知を行うとともに適切な対応が取れるよう取り組んでまいります。

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員。

○10番（大平真弘君） 本年4月15日付けの総務省通知では、DV等支援措置について共同親権制度施行後の取り扱いが示されました。制度変更に伴い、窓口現場の混乱や情報漏えいへの不安の声もありますが、千葉市としてDV被害者及び子供の安全確保についてどのように対応しておりますでしょうか。

○副議長（川合隆史君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 共同親権制度の施行後においても、DV等支援措置の申出を受け付ける際には、総務省通知に則り、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の相談機関の意見を聴取するなど、支援の必要性を十分に確認し、適切な事務の執行に努めてまいります。

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員。

○10番（大平真弘君） 共同親権の場合、監護権を持つ親が主な意思決定を担うものと考えますが、離婚が成立し、親権及び監護権が決定されるまでは監護権は父母両者にあります。父、母の対立により子供が巻き込まれた際、登校する学校等、どちらの保護者の意思により決定されますか。また子供の意見は尊重されますか。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 就学する学校は、原則として児童の居住地に基づき決定されます。一方、やむを得ない事情がある場合には、保護者の申請により、指定校以外への就学が認められることがあります。

この際、先述しました解説資料にもあるように、一方の親権者が他方の同意を得ずに申請した場合でも、通常は他方の親権者の黙示的な同意があるものと推定し、受理、承認しております。

その後、他方の親権者から異なる意思が示された場合には、親権者間で協議していただきますが、入学手続の期限が迫るなど、時間的余裕がない場合には、住民票の所在地や生活の拠点、通学の安全性や負担、双方の主張等を踏まえ、子供が安定した学校生活を送ることができるよう、子供の最善の利益の観点から総合的に判断します。その後、親権者間の協議結果が示された場合には、その内容に基づき対応いたします。

また、子供の意見は重要な要素として尊重されるものであり、通常は保護者がこれを踏まえ

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

て申請を行っているものと考えております。

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員。

○10番（大平真弘君） 行政の申請書類には、保護者記入欄は一つしかありません。学校等の日常生活のものであれば問題ありませんが、子供の進路に関わることでも、保護者どちらか一名の記名のみで決めることが可能です。子供の意思に基づかないものであったとしても、片方の親権者の黙示的な同意があるものと推定し、受理、承認することは、本当に子供の意見を尊重した対応であると言えるのでしょうか。子供が意見を表明し、それらが尊重される権利を行政として尊重しているように思えません。行政が正である、子供の意志に基づいたものであるとして受理したものに問題が発覚した場合は、問題があると知らなかった為、実務上問題がありませんというスタンスは、子供の最善の利益が図られている対応と本当に言えるのでしょうか。例えば、申請書に保護者両名の記名欄があれば、抑止効果等考えられるのではないのでしょうか。

次に、父母間での見解が異なる状態で、両者が親権を持っている中、片方の親が一方的に子供の住民票を移した場合、どのような対応をしますか。また子供の居住実態の調査はどのように行い、住民票が正しく反映されるまでのプロセスとこれまでの事例、件数やかかった期間等をお聞かせください。

○副議長（川合隆史君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 共同親権を有する父母の一方から、未成年の子供の住民異動届が提出された場合は、届出を受け付ける際に、実際の住所の異動がない届出であることが判明した場合を除き、他方の親権者の黙示的な同意があるものと推定して受理をしているため、居住実態調査を実施しておりません。

届出を受理し処理を行ったのちに、虚偽の届出であるなど疑義が生じた場合は、実態調査を行い、調査により客観的居住の事実及び当該居住者の主観的居住意思がないことが確認された場合は、これらを総合的に勘案し、異動届けの取り消し等、住民票の適切な措置を行います。

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員。

○10番（大平真弘君） 他方の親権者の黙示的な同意があるものとして受理し、居住実態調査は実施しないということは、事実には則していなくても、住民票を移動し、連れ去りしたものの勝ちに取れる制度に見えます。一番の被害者はトラブルに巻き込まれた子供です。また、その際の正しい住民票に反映されるまでのプロセスについての質問に対して、疑義が生じた場合、調査を行い適切な措置を行うとの答弁ですが、現実には起きた問題に対して、実際に疑義を調査し、措置を行った事例がないのであれば、机上の答弁でしかありません。疑義を疑義として受け付けなければ、問題は起きていないことになります。子供の権利及び子供の最善の利益が図られる対応をお願いしたいと思います。質問終わります。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 大平真弘議員の一般質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2 時 35 分 休 憩

午後 3 時 10 分 開 議

○議長（松坂吉則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。40番・向後保雄議員。

〔40番・向後保雄君 登壇、拍手〕

○40番（向後保雄君） 皆さん、こんにちは。自由民主党千葉市議会議員団の向後保雄でございます。

私、初当選以来、税の仕事をしているものですから、税金の無駄遣いは許さないぞという活動しております。そして、これも初当選以来、将来を担う子供たちに輝く夢と未来を、そして、高齢者には老後の安心をとということで活動しております。

昨日は自民党デーでしたけども、今日は共産党デーでございますけども、私、自民党ですけども一生懸命、市民の要望を叶えるために、これから2つの項目で質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず初めに、ちばしウオーキングポイントについて伺います。

これは、公明党の石川議員が質問されていることでございますけれども、私も違う観点から質問をさせていただきます。

わが国の平均寿命は世界最高水準となる一方、健康寿命との差は男性で約9年、女性で約12年であると言われております。

また、高齢化の進展に伴い、医療費や介護費の増加は全国的な課題となっております。

厚生労働省によれば、1日当たり約1,500歩増えることで、生活習慣病リスク低減効果が期待されるともされており、日常的な歩行習慣の定着は、極めて重要であります。

そのような中で、本市のウオーキングポイント制度は、市民が楽しみながら健康づくりに参加できる施策として、一定の成果を上げているものと評価をしております。一方で、4月下旬に、埼玉県ふじみ野市のふじみん元気・健康ポイントについて視察をしてまいりましたが、ふじみ野市では、市が開発した、これタニタに外注したようですけども、歩数計アプリに登録し、歩くことで、65歳以上の方は1,000歩ごとに4ポイント、65歳未満の方は1,000歩歩くごとに3ポイント、1日最大24ポイントを獲得できます。新規参加に限り、ウェルカムポイントを500ポイント獲得、保健福祉センターが指定するイベントに参加すると50ポイント、所定の健康診査、がん検診、人間ドック等を受診した証明を保健センターに持参すると、年300ポイントを獲得、減塩、地場産野菜使用など、市の基準を満たしたメニューを提供している店舗に来店するとスタンプを獲得、基準メニューを食べると追加でスタンプを獲得。また、ウオーキングラリーというイベントがありまして、昨年は北海道編、今年は台湾編ということで、仮想コースを歩いて、規定歩数を歩き終わると200ポイントを獲得できる等、単なる歩数競争ではなく、高齢者の外出の促進、フレイル予防、地域交流、介護予防と連携した事業展開も進められております。特筆すべきところは、日々のウオーキングや定期的な健康診査の受診と、医療費削減に効果があることを検証していることであります。

ちょっとスライドを見ていただきますと、ここに書かれております、ウオーキング時間が短い人、1日2,000歩未満の方と、最も医療費が少ない歩数群との比較ということで、全ての病気、入院については入れていないということですけど、その医療費との比較、1日6,000歩から7,999歩まで、8,000歩弱まで歩く方の年間の外来医療費11万3,160円ですけども、それとの比較で、最大13万8,008円医療費が安くなる傾向にありました。

グラフで見ると、ちょっと小さいので見づらいんですけど、一番左が、今言いました2,000歩未満の方、ほとんど歩かない方ですかね、そして、左から4つ目が6,000歩から7,999歩、8,000歩未満までの方の医療費、先ほど言いましたように11万3,000円と、その一番左が25万

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

1,000円なので、最大で13万8,008円ということですけど、これだけの医療費の削減効果があるということであります。これ、100人にすると1,400万円弱になりますから、非常に効果が大いということになります。

それでは、またちょっと戻りますけども、このように、本市においても、ちばシティポイント制度のメニューの一つとして実施されているところでありますので、ところが、今年度からボランティア分野のメニューを廃止し、健康分野に特化して実証実験を継続することとされていますけども、今後さらに制度を発展させる余地があると考えております。

そこで伺います。

1つに、ちばしウオーキングポイントの開始時期とちばシティポイント制度の実証実験の見直し理由について伺います。

2つに、ちばしウオーキングポイントへの参加者数や平均歩数はどれくらい、どれほどなのか。また、健康数値の改善効果、及び医療費抑制効果など、どのように分析を検証しているのか。

3つ目に、現在、全国的に高齢者のデジタル格差が課題となる中、スマートフォンを利用できない市民への対応について、どのように考えているのか。特に、65歳以上の高齢者人口が増加する中、歩数計の貸与や高齢者の関係機関との連携強化など、高齢者が参加しやすい環境整備が必要ではないかと考えているけども、その見解を伺います。

4つに、ふじみ野市では、ウオーキングに対するポイント付与だけでなく、商店街利用、健康イベントの参加、自治会活動、介護予防など、地域活動との連携した地域参加型健康ポイント制度を行っています。仮に、市民一人当たり年間数千円規模の医療費抑制につながれば、制度効果は極めて大きなものになると考えますので、地域活動と連携した取組など、他自治体の先進事例も参考にしながら、健康寿命延伸に向けて、どのような取組を進めていく考えかをお伺いいたします。

次に、新宿公園プロムナードについて伺います。

千葉中央駅前の公園には、5、6年前から自転車が駐輪され、だんだんその数が増えて、現在では、千葉中央駅近くの公園の両サイドには毎日60台以上の自転車が駐輪されており、6月初めの台風6号の時には多くの自転車が強風で倒れて、危険な状態でありました。駐輪台数はだんだん増えてきており、大変危険な状態です。市民からの要望を受けて、昨年初めに改善要望を出したため、中央・美浜公園緑地事務所は、改善するため、昨年4月から1年間、駐輪禁止の表示や自転車が入らないようにチェーンで一部を封鎖しましたが、一向に駐輪の数は減りませんし、減るどころか増えております。

先日、十数年前は自転車が全く駐輪されていない当時の写真とか、時系列でだんだん増えてきている写真をつけて、自治会として改善の要望を提出しております。

そもそも、プロムナードは遊歩道という意味です。遊歩道は歩道ですから、道交法上は駐輪禁止であります。

では、プロジェクターを御覧いただきまして、ちょっと小さいので見づらいかもしれませんが、これグーグルのマップですけど、2つありますけど、下の方が2011年の4月、黒くなっているところが、昔そこに交番がありまして、今、駅の反対側へ移動しましたが、ほとんど駐輪がありません。上が2015年ですね。そして、その次、下の方が2018年、ここもまだ駐輪、ほとんどありません。上が2020年の10月と書いてありますが、ほとんど駐輪がありません。

次、2021年、これはまだほとんどないんですけど、その上の写真見てください。少し違法駐輪が見られてきました。左側の方なんですけど、駐輪が少し始まりました。それは右側の奥に、レンタサイクルっていうか、ハローサイクルとか、そういったものが設置された訳です。それ以外、その次見ると、これ最近なんですけど、下が2025年、去年の状況なんですけど、極端に増えています。これもグーグルマップで、パイロンを置いて、中央・美浜公園緑地事務所の皆さんが駐輪禁止ですよという表示はしているんですけど、一向に減らずに、上が2026年の5月、去年の12月なんですけど、非常に二重、三重に置かれているような状態なんですね。そういうことで、非常に危険な状態であります。

そこで、1つ伺いますが、これは、自転車等放置禁止区域、いわゆる駐輪禁止区域に指定をしても不思議ではなく、むしろ指定すべきと考えますが、放置自転車対策の見解と方針、今後のスケジュールについて伺います。

次に、同じく新宿公園プロムナードのうち、新宿1丁目の区域、これちょっと写真ないんですけど、新宿1丁目の区域には、トイレもあるし水道もありますけども、遊具のある所ですけどね、新宿2丁目の新宿保育所の脇、隣接する区域には水道がありません。現在、新宿2丁目区域の藤棚前の広場で、1、2丁目合同で公園緑地事務所に使用許可をいただいて、盆踊りを実施しておりますが、水道がないため、熱中症の危険や、手洗いができず、衛生上の支障があり、困っています。

そこで、2つに、水道を設置してほしいとの要望をいただいておりますが、見解をお伺いします。

次に、京成千葉中央駅前の公園には、高齢者が座れるベンチが1つありません。パイプ式の座れるものはありますけども、高齢者には認識されておられません。なぜ、高齢者が休憩できるベンチを設置しないのか、伺います。

最後に、新宿2丁目自治会では、原則、第2と第4日曜日には公園清掃を実施しておりますけども、ピラミッドの噴水の池にごみが溜まって、見た目も悪く、掃除が困難なので、この噴水を撤去してほしいとの要望をいただいておりますが見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） ちばしウオーキングポイントについてお答えします。

まず、制度の開始時期と実証実験の見直し理由についてですが、令和元年7月から個人で健康づくりに取り組むきっかけづくりと、継続を促すことを目的に、ちばシティポイントのメニューの一つとして、ちばしウオーキングポイントを開始しました。

また、ちばシティポイントについては、令和7年度末の実証実験の終期にあたり効果検証を行ったところ、ボランティア分野では参加者数が頭打ちになる傾向が認められ、インセンティブが十分に寄与していない一方で、健康分野のちばしウオーキングポイントについては、新規参加者数が増加するなど、運動習慣の定着に一定の効果を上げているものと分析し、今年度から健康分野に特化し、実証実験を継続することといたしました。

次に、参加者数や平均歩数についてですが、参加者数は、令和2年3月が1,156名、令和8年3月が4,967人であり、また、参加者の1日平均歩数は令和元年度が、約6,500歩、7年度が約6,900歩となっております。

分析、検証については、参加しやすくなるよう匿名で参加しているため、氏名、生年月日な

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

どの個人を特定できる情報を取得していないことから、健診結果や医療費等のデータと連携した分析は行えておりませんが、令和7年度参加者へのアンケートでは、88%の方が千葉市ウォーキングポイントに参加して、健康を意識するようになったとご回答いただいております。

次に、スマートフォンを利用できない市民への対応についてですが、スマートフォンの操作に不安を感じる高齢者の方が参加しやすくなるよう、アプリのダウンロード方法などの問い合わせについては、コールセンターを設置するとともに、いきいきプラザ・センターの窓口では利用者ごとに対面で対応しております。

最後に、健康寿命の延伸に向けた取組についてですが、ちばしウォーキングポイントで貯めたポイントは、電子マネー等に交換し、買い物や飲食等で活用できるほか、市内施設の入場券などとの交換も可能となっており、他自治体でも同様の事例があることは承知しております。

なお、本年4月から、健康づくり宣言や検診などでポイントを貯めた方を対象に、県内の協賛店で特典を受けられる、ちばし健康チャレンジを開始したところです。

ちばしウォーキングポイントは、行動変容を促し、健康寿命や介護予防にもつなげていくことができる可能性があるとの考えから、実証実験を継続していくとともに、引き続き、他自治体の事例を参考に、より多くの市民の皆様の健康づくりに取り組んでいただけるよう研究してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 新宿公園プロムナードについてのうち、所管についてお答えいたします。

放置自転車対策の見解と方針、今後のスケジュールについてですが、新宿公園プロムナードでは、道路部分は、通行に支障が生じないように、自転車等放置禁止区域に指定しておりますが、公園部分は、出入りの制限や追放指導を行うなど、放置の自粛を促す対策を行ってまいりました。

しかしながら、公園部分において自転車の放置等が常態化し、利用環境や景観が悪化していることから、さらなる対策を講じていく必要があると考えており、放置禁止区域の指定に向け、検討を開始したところでございます。

指定にあたっては、駐輪ニーズを検証し、駐輪場の確保など、対策方針を定めた上で、学識経験者や公募市民等、第三者で構成される千葉市自転車等駐車対策協議会の審査を経る予定、必要があります。このため、明確なスケジュールをお示しすることは困難ですが、可能な限り早期の指定に向けて、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 新宿公園プロムナードについてのうち、所管についてお答えします。

まず、新宿2丁目区域における水道の設置についてですが、この区域は、近隣の複数の保育園の園児の遊び場や、周辺の専門学校の学生の休憩場所などとしても利用されており、一定の需要があると認識しているため、今後、水道の設置に向けた検討を行う予定です。

次に、千葉中央駅前の区画には、ベンチが設置されていない理由についてですが、千葉中央駅前の区画は、イベントなど多目的な利用を想定した広場空間として整備されたものであり、

ベンチは設置しておりませんが、植栽ますの縁が、ベンチと同様の利用も可能な構造となっております。

最後に、ピラミッド型の噴水についてですが、噴水は、広場空間におけるシンボリックな施設として整備されたもので、現在も稼働しており、撤去は予定しておりません。

清掃については、地元自治会に御協力いただいているほか、本市の委託業者による週1回のごみや落ち葉の清掃、さらには、高圧洗浄機やデッキブラシを使用した清掃も年に数回実施しており、できる限り良好な状態に維持できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 向後保雄議員。

○40番（向後保雄君） 御答弁ありがとうございました。

ちばしウォーキングポイント制度は、令和元年から開始され、7年になるとのこと。また、ちばシティポイントについては、ボランティア分野では参加が頭打ちのため、参加者数が増えている健康分野に特化したとのことで理解をいたしました。

ウォーキングポイントの参加者数も、令和8年3月末では5,000人弱であり、参加者の一日の平均歩数は令和7年度末で6,900歩とのことです。但し、個人情報を入力せずに匿名で参加しているため、健康診断結果や医療費等とのデータとの連携が分析できないとのことです。

ふじみ野市では、歩数計アプリをタニタに協力を得て、1,400万円の予算で作成をし、個人情報を医療費の削減効果検証等のみに利用することを了承いただいたうえで、個人情報を活用させてもらっているため、事業評価を数字で明らかにすることができているわけです。

また、スマートフォンに不慣れな高齢者や、スマートフォンを持っていない高齢者への対応として、ふじみ野市では、歩数計を貸与して1週間に1回、保健センターでデータを提供していただいております。本市も御検討ください。

令和6年の京都府立医科大学の研究論文においては、健康寿命のAI指標を用い、1日歩数と健康寿命の関係を解明しています。そこでは、健康寿命を延伸するための1日歩数の目標は9,000歩であると提唱されております。そこで、ふじみ野市のように、健康という分野に焦点をあてて、地域経済活性化に寄与する健康食提供店来店ポイントや、健康食を飲食したらポイントを付与することを要望いたします。さらには、近年、自治会加入率の低下や自治会後継者不足が課題となっているので、この健康ポイントの歩数のポイントで自治会参加ポイントも加えていただけるように要望をしたいと思います。

さらに、本市には、65歳以上の国保加入者は5万8,000人、後期高齢者加入者は15万2,000人いると聞いておりますので、千葉市も歩数計アプリを開発して、医療費削減の状況が分析できるシステムの構築を要望いたします。これは単に医療費削減効果を検証するだけでなく、健康寿命延伸に向けた施策の構築にも役立つと考えますので、御検討をお願いいたします。

次に、新宿公園プロムナードについてです。御答弁ありがとうございました。

初めに、京成千葉中央駅前の公園については、先ほどのスライドのとおり、レンタル自転車を設置したところから駐輪が増えて、現在では多い時には左右60台以上の駐輪、違法駐輪が常態化されております。先日、自治会としても、駐輪禁止指定区域の要望を出しました。この要望については2年前からお願いしておりますが、依然として改善されておられません。これ以上、危険な状態を放置するべきでないと考えますので、放置禁止の区域指定に向けて進めていただくよう強く要望いたします。千葉市自転車等駐輪対策協議会の審査を経る必要があるとのこ

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

とですので、早急に開催をしていただき、遅くとも今年度中には放置禁止区域指定ができることを強く要望いたします。協議会メンバーの中には、市子連の会長の田原会長もいます。この地元の方、この状況を十分に理解しておりますので、しっかりと意見を述べていただけるものと確信しております。

次に、新宿2丁目区域における水道の設置については、設置に向けた検討をするとの御答弁です。できましたら来年の盆踊りの開催の時に間に合うようにお願いしたいと思います。

次に、ベンチですけれども、買物に行った帰りに買物の荷物を持ちながら公園の近くを通った時に、一休みできるベンチがほしいとのことですから、歩道の近いところに設置をしていただくよう要望いたします。植栽の脇に座るだけでは非常に不安定なので、そのへんも、しっかりと検討していただきたいと思います。

最後に、噴水撤去については予定していないということですので、自治会が月2回清掃を行っておりますが、噴水の池に落ちたごみは非常に見栄えも悪く撤去ができず苦勞しておりますのでね、噴水が撤去できないのであれば、頻繁に清掃していただくとか、ごみが落ちないように、透明な囲いを設置する等の改善を要望したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 向後保雄議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。50番・野本信正議員。

〔50番・野本信正君 登壇、拍手〕

○50番（野本信正君） 日本共産党千葉市議会議員団の野本でございます。

一般質問を行います。

最初に、金属スクラップヤードについて伺います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正で、金属スクラップヤードの規制強化が閣議決定され、国会に提出されました。

千葉市は、全国でも最も厳しい許可制罰則付きの条例を5年前に作り、規制強化してきましたが、これは、国の法律の一部改正を決意させた背景にあたるものと思います。千葉市の被害者を中心とした住民の運動、そして、議会を挙げての頑張り、さらには千葉市がそれに応えた、この結果が国に条例改正を決意させたと思いますが、そのことに対する見解について、お聞きいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 市内に再生資源物屋外保管場が多数設置されるようになり、近隣住民とのトラブルが発生したことから、令和元年第4回定例会において、金属スクラップヤードの適正管理に関する請願が提出され、3年11月に立地規制と設置許可制などを盛り込んだ条例を制定したところです。

本市の条例制定後、同様の課題を抱えた他自治体での条例制定が進み、廃棄物処理法の改正の動きにつながったものと考えております。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 条例を制定してから5年が経過しましたが、今年は見直しがされるわけであります。市内99のスクラップヤード、そのうち新規許可は8か所と聞いております。さらに、このなかで、若葉区には68か所が存在しております。

条例制定後の成果について質問しますが、高さ制限はスクラップの崩落などをなくしたと聞

くがどうか、お伺いします。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 条例施行以降、全ての屋外保管場に繰り返し立ち入り検査を実施し、再生資源物の保管面積や高さ、保管物同士の間隔など、条例で定める基準を遵守しているか確認し、違反している場合には厳しく指導を実施した結果、おおむね基準を遵守している状況でございます。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 保管基準順守によりスクラップの、ずさんな管理状況は改善されていると聞いているが、どうか。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 条例に基づき、繰り返し違反を行う事業者に対し、改善勧告や改善命令を含め、厳しい姿勢で対応するなかで、着実に保管状況の改善が進められているものと考えております。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 次に、見直しで改善が必要な事業についてであります。画面にありますように、猛烈な火災が何度も起こっています。それと、粉塵と悪臭については、鉄粉の焦げたにおいがひどいことであり、分別機がスクラップを鉄、銅、アルミに分別する、この運転による粉塵と臭いを規制すべきであるが、どうか。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 法改正が進められる中で、今後、国から周辺的生活環境の保全に係る具体的な規制内容等が示されるものと考えており、国の検討状況を注視しながら、適切に対応してまいります。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 次に、騒音と振動がひどいことであります。

スクラップの積み下ろし、フォークリフトの移動、さらに大型トレーラーが入庫すると、荷を下ろすときにドカンという音と、下ろした荷を壊してスクラップにするため重機で叩いて壊す騒音が、瞬間的には80デシベルを超えていると観測されています。急ぎ改善する必要があるのではないかと。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 屋外保管場での重機によるスクラップの積み下ろし等については、環境保全条例における特定作業として規制対象となることから、必要に応じて騒音測定を行い、基準を超過している場合は、指導を行っております。

また、瞬間的な騒音に対する苦情があるときには、基準超過に関わらず、騒音の低減に向けた自主的な取組を求めています。

今後も、市民生活の安全と生活環境の保全を図るため、条例等に基づき、厳しく指導してまいります。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 条例は、人家から100メートル未満を禁止しているわけであり。しかし、本条例はみなし摘要のため、ヤードから50メートルとか60メートルに住んでいる上泉利豊商事の周辺の住民や、ヤードから60メートル、70メートルの多辺田町中和貿易の周辺住民

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

は、これが原因で体調を崩し、農業生産の落ち込み等被害が出ている。環境保全の理念について、千葉市は環境基本条例の第3条で次のように述べています。環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要になる、良好な環境及び自然が共生する環境を確保し、将来の世代へ継承していくことを目的として行うとうたっていますが、この理念に著しく反しているこの実態をなぜ放置しているのか。人権侵害ともいえる実態をなぜ改善できないのか。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 火災発生時の被害防止や生活環境保全の観点から、再生資源物の屋外保管に関する条例の施行以降は、住居等から100メートル以上でなければ事業場の設置許可をしない立地規制を導入しております。

一方で、条例施行前から操業している事業場に対しては、この立地規制は適用されませんが、条例の目的に掲げる再生資源物の保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生の防止や軽減に資する観点から、必要な措置を講じてまいります。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） それ、なんか客観的な答弁していますが、貴方現地行ったことありますか。住民の声を聞いたことありますか。本当に疲弊しているんですよ。その事をちゃんとつかんで答弁してください。いいですか。

それから、次に、火災についてですけれども条例制定後一番多い事業所で5回も発生している、長時間燃え続け住民に不安を与え、道路交通が渋滞になり、消防活動に多大な負担をもたらすなど、被害は大きいわけです。リチウム電池など、火災の原因とされていますが、例えば、一年に3回以上火災を発生させた事業所は、当分の間操業停止をする。このくらいの処分をすべきではないですか。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 条例制定後も火災を繰り返す事業場が見受けられたことから、令和7年4月に規則を改正し、火災の発生リスクが高い、雑品スクラップについて、新たな保管基準を設ける規制強化を行っております。この基準を適用し、雑品スクラップを取り扱う事業者に対し、火災予防対策や火災発生時の対応方法について確認するとともに、保管場の構造や保管物同士の距離、消防活動用の通路の確保などの保管基準を遵守するよう指導しております。

また、保管基準が遵守されていない事業場に対しては、速やかに保管基準を満たすよう指導し、それでもなお指導に従わない場合には条例に定める改善命令や停止命令も視野に厳しく対応してまいります。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） この画面見ていただいても分かるように、こんな火災が起こって近くに住んでいたら、いつ自分のところまで燃えてくるのか、恐怖におののきますよ。こんな被害を出している事業所は、本当に操業を停止させなければいけないと思いますよ。

次に、事業所の稼働時間について規制しているのか。中和貿易の分別機は、早朝から20時30分まで運転し、粉塵、悪臭、騒音など被害を出しています。終わりの時間をもっと早くして、被害を減少させるようにすべきじゃないですか。お答えください。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 再生資源物の屋外保管に関する条例では、再生資源物の保管場所

やその保管方法について定めているものであり、稼働時間について規制はしていませんが、現在、国において法整備が進められていることから、騒音や振動、悪臭により生活環境に悪影響が生じないように、国の動向を注視しながら適切に対応してまいります。

なお、騒音については、騒音規制法や環境保全条例により、時間の区分を設けて基準が定められており、午後7時以降はさらに厳しい基準値が適用されます。

基準を超過した場合には、法令等に基づき指導を行うなど、適切に対応してまいります。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 早朝から、20時30分までって大変なことですよ。ちゃんと規制しなさいよ。

次に、小学校を下校する児童の安全について質問します。

千城台わかば小学校は現在381名の児童が学んでいる。市営住宅と学校敷地の間の道路に面した通用門を利用して、児童が288人登下校している。全体の76%になります。

車の通行は抜け道となっていて、児童の通行で危険注意の標識もなく、道路も横断歩道もなく、危険な状況であります。

今までの間、危険な事態が発生したことはないのか。担当課は、今、協議しているというが、見通しについて伺いたい。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 小学校が把握している範囲では、これまで事故の発生は確認されておませんが、通用門付近において事故につながりかねないことがあったと聞いております。

また、小学校から登下校の安全対策に係る要望が提出されたことを受け、先日、道路管理者と千葉県警に対し対応を依頼したところです。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 6メートル程度の道路のこの学校側にガードポールのようなものをおいてあって、道路を70センチぐらい狭くしているんですよ。ですから、児童生徒が安全に歩くようにするため問題ないんですか。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 御指摘の三角コーンをつないだ車止めにつきましては、児童の歩行空間を狭めていると考えられます。

当該車止めにつきましては、設置の理由や経緯を調査、確認のうえ、対応を検討してまいります。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） そこには、看板らしきものは、あまりありません。学童注意とか横断注意とか危険とかもっと書くべきじゃないですか。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 既に、学事課経由で小学校から、注意を促す路面表示等の設置について要望を受けており、現在、対策内容について検討を行っているところです。

なお、横断歩道については、当該区域を管轄する千葉東警察署に要望を伝えてまいります。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 小学校の正門の活用についてはどうなんですか。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

○教育次長（中島千恵君） 登下校で使用する門につきましては、児童の導線や通学路の安全性などを踏まえ、学校において総合的に判断するものと考えております。

千城台わかば小学校では、正門を加えて4つの門がありますが、登下校時の見守りの観点から、東門と西門の2つを使用しております。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 検討していくとか、総合的にとかいいますが、子供の命を守ることは緊急事態なんですよ。速やかにやってください。

次へ移ります。

物流倉庫の建設に伴う周辺住民の安全についてお伺いします。

若葉区若松町家畜市場前御成街道沿いに超大型の物流倉庫、8万1,460平方メートル、そして、縦200メートル、横400メートル、これは千葉市の庁舎が立っている用地の2倍になるわけですね。こういうものが立つわけであります。

これに対して住民が心配しているのに、事業者側はA4、4ページの9行の文字で済ませようとした。あまり酷いってことで、住民側は強い要求と、千葉市宅地課の指導で渋々開いた6月13日の説明会は、わずか60分。住民から質問者が残っているのに時間ですからと、打ち切る等、誠意のないものでありました。

8万1,460平方メートルの敷地を造成する期間はいつからいつまでか。

木を切ったり盛り土したり高さ17メートルの建物を建築する工事車両の台数と、その出入りする、どの道路を使うのか。その道路の渋滞状況、予想される騒音や振動について、お答えいただきたい。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 開発許可の申請内容では、本件物流倉庫の造成期間について、令和8年8月から10年12月までの予定としております。

工事車両の台数、出入りする道路については、工事施工者が今後、検討することとしておりますが、周辺の混雑状況や騒音、振動に配慮するよう、指導してまいります。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） これが、市役所の全面積ですね。3万9,000平方メートル。この物流倉庫は、その2倍、8万平方メートルある、もう馬鹿でかいものですよ。この中に高さ17メートル、延べ面積6万833平方メートルの物流倉庫に、どのような品物を入れてどのような物流をするのか。説明会では倉庫を使用するテナントを募集する、1社だけしか決まっていない。テナントによっては品物が変わるとのようだが、扱う品物によって危険なものはないのか。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 開発許可の申請内容では、本施設は近接する高速道路のインターチェンジを活用した、日用品等を問屋や店舗へ配送するための物流倉庫であり、事業者からは、現時点で危険物の取扱は予定していないことを確認しております。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 一日平均何台の車両が出入りするのか。御成街道側から出入りする計画と聞かすが、今でも朝夕渋滞しているのに、さらに混雑をきたさないのか。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 施設に出入りする車両は、物流用の車両と従業員用の車両等を合

わせて、一日平均500台であることを事業者から確認しております。

このうち、御成街道から出入りする車両は、物流用の車両の全てである、一日平均95台を想定しており、混雑対策として、車両の入口・出口を分離するとともに、左折での侵入、退出とする計画となっております。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 御成街道沿いには、今2か所の新しい倉庫ができて、さらにあと2か所、今度のを入れると5か所目になる、倉庫だらけになってしまっていて交通がマヒする。そういう、交通がマヒしてしまうようなところを宅地課は許可するんですか。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 御成街道につきましては、朝夕の通勤時間帯に混雑が発生していることは承知しております。

そのため、御成街道への影響を軽減する観点から、物流用の車両の入口出口の分離、左折での進入、退出に加えて、従業員用の車両等の出入口を別の道路に配置する計画となっております。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 御成街道は若松小学校・中学校の通学路でおよそ100数十人を超す児童、生徒が利用していると思います。信号もない出入口に、一日何台もの車両が出たり入ったりして、その安全はどう守るんですか。事業者側が警備員でも出すんですか。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 通学路になっている御成街道側の出入口については、一日平均95台の物流用車両の出入りが想定されています。

通学時の児童や生徒の安全確保が重要と考えており、通学時間帯の警備員の配置、出入口の視認性を高めるための路面表示や回転灯の設置について、事業者に対し指導しております。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 説明会では、スケジュールは2026年8月中旬造成着工とある。2028年に建物完成と示されたが、大事なことが説明されていない。今は答えられないと避けているわけです。

工事期間中の詳細スケジュール、交通規制の問題、トラックの搬入の経路の問題、小学生を含む学校関係者の説明とか、周辺へのいろいろな影響とか、こんな大事な問題が説明できないまま、市側は8月中に許可するんですか。また、通学の安全確保対策が関係者に説明できないまま進めることを、千葉市が認めるのかどうか。子供の命、安全を守らなければいけない、最優先ではないですか。お答えいただきたい。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 都市計画法をはじめとする関係法令、条例等に基づき所定の手続を事業者に求め、基準に適合している場合には開発を許可することとなります。

なお、工事期間を含めた安全確保、周辺交通への対応、植栽管理などについて、具体の対策を講じるよう、引き続き事業者に求めてまいります。

また、通学時の安全確保が重要と考えており、警備員の配置や関係機関への丁寧な説明などを事業者に指導してまいります。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

○50番（野本信正君） 次に、物流倉庫に荷を運んだり荷を出したりする車両以外に、そこで働く人の車両や倉庫にビジネスで出入りする車両は405台という発表がありました。家畜市場前の市道、ここを使うそうですが、その混雑は大変であり、住民生活に支障をきたします。

特に、平和交通のバスは若松台から都賀駅まで、片道1日当たり402名の乗客を運んでいます。このうちの200名近くは朝の通勤帯です。通勤者が予定している電車に間に合わないような遅延になっちゃうんじゃないですか。こういう事をして、巨大倉庫を8月中に許可しなければいけないんですか。解決もしないまま。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 家畜市場前の道路の混雑対策については、交通の集中による影響を緩和するため、従業員用の車両等の出入りについて時間帯を分散するよう指導しております。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 次に、新最終処分場について質問します。

共産党市議団は、2018年に佐々木議員、盛田議員、私の3人で、北海道十勝に建設されたうめーる美加登を視察して、千葉市も、環境にやさしく、汚水処理に係る予算を大幅に削減できる、屋根付き、いわゆる被覆型の処分場にすることを2014年から提案してきました。

そして、毎年の予算要望などの実現を求めてきましたから、あれから12年、やっと実現に至ったことは喜ばしいと思います。

そこで質問しますが、新最終処分場の埋立容量と面積、埋立期間は何年か。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 具体的な埋立容量や面積、埋立期間については、一般廃棄物ごみ処理基本計画や災害廃棄物処理計画などにに基づき、埋立対象物や処分量を定めた上で、今後策定する一般廃棄物処理施設基本計画に位置づけてまいります。

なお、最終処分場の埋立期間につきましては、環境省の指針において15年程度と示されていることを踏まえ、決定してまいります。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 北海道のうめーる美加登は、浸出処理水を還流して、最終処分のために搬入された焼却残灰などのほこりを止めるため、散水用に使っていましたが、千葉市の場合はどうなるのか。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 被覆型最終処分場は、計画的に散水を行うことで、埋め立て廃棄物の早期安定化を図ることができることから、本市も同様に考えております。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 屋根付き被覆型にしますと、そのように、そこから出た浸出処理水を一定程度薄めて、中で還流して、そしてさらに公共下水道に流すことができるわけですね。今は、千葉市の埋立は、全部、雨が降るとそのまま汚染水になって、それを処理するために、谷当町なんか50年たってもう一か所建てて、建設費だけで50億円、ランニングコストを入れると150億円かかるわけですよ。こういうものが大幅に削減できて、しかも環境にやさしい、この被覆型屋根付きの処分場というのは、本当に、やはり時宜にかなったものだと思うんですね。だから、こういう決断をしたことは大変すばらしいことだと思いますけれども、こういうものについて、やはり、しっかりと取り組むとともに、議会に対して公開をきちっとすべきじゃな

いのかなということを思っているわけです。と申しますのは、令和8年第1回定例会期間中、2月24日の会議の際に、富田町のどこに作るのか、また、屋根付きであるのかないのか質問した時、地元と協議中なので答えられないといったが、どうしてなのか。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 令和5年12月に若葉区富田町地内を最優先候補地として決定した後、これまで地元町内自治会と合意形成に向けた協議を継続しており、整備用地として正式に協定を締結したのち、一般廃棄物処理施設基本計画を策定し、新最終処分場の整備方針等を公表する予定としていたことによるものでございます。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 用地の決定は、地元との協議が終わってからじゃなければならない、その通りだと思うんです。でも、構造を屋根付きにするのかどうかということについて、なぜ答えなかったのか。しかも、我々に答えなかった2月24日に答えられなかったのに、2月26日のある会派の代表質疑では、次のように答えているんですよ。構造形式被覆型、浸出水処理の放流先を下水道接続と基本計画を来月末目途に策定する予定です。具体的には被覆型は従来のオープン型と比較して建設コストが高いものの、浸出水処理施設の建設・維持コストを低減できるほか、下水道接続することで、埋め立て終了後早期に放流水の環境基準をクリアして施設の早期開始が期待できることから、周辺への環境に配慮するとともに、ライフサイクルコストの優れた手法であると、こういう事を2日後に答えているんですよ。2日前になんで共産党には答えないのか。これは本当に不思議ですね。ですから、このことは共産党に対しての差別ではないのか。こう思います、なぜか。教えてください。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 構造形式の案を御説明申し上げることは、市の方針を公表することにつながりますため、非公開の場ではなく、本会議におきまして全議員に対し御説明することが適当であると考えたものでございまして、特定の会派にだけ説明したという意図はございません。

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員。

○50番（野本信正君） 議会への情報公開は、議会各会派に公平に説明するのが神谷市政の立場じゃないですか、市長。50名の市議会議員には、全員公平に説明するのが、神谷市長の立場じゃないんですか。そういうことを無視した、このようなやり方というのは非常に残念です。せっかく被覆型の優れた技術を用いた、そして安全な環境にもやさしい施設を作るんだから、説明のほうも公平にやっていただきたいなと思います。

それで、今後、千葉市が先進自治体に学び、被覆型で、ほこりや臭気を抑え、環境にやさしく、排水処理施設、維持コストを低減できる最終処分場を、地元住民との合意を図り、立派に完成させることを強く望んで、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 野本信正議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。34番・佐々木友樹議員。

〔34番・佐々木友樹君 登壇、拍手〕

○34番（佐々木友樹君） 日本共産党千葉市議会議員団の佐々木友樹です。

通告に従い質問を行います。

初めに、教育委員会におけるハラスメント事案への対応についてであります。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

近年、教職員のメンタルヘルス不調や休職者の増加が、全国的な課題となっております。その要因の一つとして、職場内のハラスメントが指摘されており、安心して働くことのできる職場環境の整備は、教育の質を維持、向上させる上でも重要な課題であります。

教育委員会では、スクリーンにありますように、学校職員向け相談窓口として、スクールレスキューを設置し対応していますが、その実効性について市民や学校関係者の関心も高まっております。

そこで伺います。

スクールレスキューに寄せられた相談のうち、パワーハラスメントに関する相談件数について、過去5年間の推移、また、相談を受けた後に事実確認や関係者への聞き取り調査を実施した件数、その結果としてパワーハラスメントに該当すると判断した件数について伺います。さらに、相談内容の傾向や教育委員会が認識している課題を伺います。

以降は質問席にて行います。（拍手）

○議長（松坂吉則君） ごめんなさい、傍聴の人達、そっちこっち動かないでもらっていいですか。ちゃんと着席して聞いていただかないと困るんでお願いします。

答弁願います。教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 相談件数につきましては、令和3年度は7件、4年度は22件、5年度は17件、6年度は40件、昨年度は28件で、調査実施件数につきましては、令和3年度は6件、4年度は20件、5年度は15件、6年度は23件、昨年度は17件となっております。

また、管理職等による不適切な言動により相談者が悩みや不安を抱えたケースはあるものの、国が定義するパワーハラスメントに該当するものと判断したケースはございません。

相談の多くは、管理職の言動に関係する相談であり、事実関係を確認の際の中立性の確保や、業務上の命令や指導との線引きの判断などに課題があると考えております。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） 続いて、教育委員会は、パワーハラスメントの有無をどのような基準に基づいて判断しているのか、また、相談者本人の訴えだけでなく、関係職員からの聞き取りや職場環境への影響など、どのような観点を総合的に考慮して判断しているのか伺います。あわせて、判断の公平性及び客観性を確保するために、どのような取組を行っておりますか。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 相談者と行為者の双方から丁寧に事情を聴取し、事実関係を確認したうえで、国の定義に基づいて作成いたしました本市の指針で例示しているパワーハラスメントの行為類型などを踏まえ、判断しているところです。

相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実関係の確認が十分にできない場合は、公平性や客観性を確保するため、必要に応じて第三者からも事情を聴取しております。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） パワーハラスメントに関する相談は、相談者が安心して相談できる環境と、調査、判断における中立性が求められると思います。現在の相談体制において、第三者的な視点はどのように確保されているのか。また、弁護士や臨床心理士など外部専門家の活用や、第三者機関による相談体制の整備について、見解を伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） パワーハラスメントの判断などに際し、教育委員会事務局がスクールロイヤー等の見解を確認するとともに、スクールレスキューの相談員も、ハラスメント相談員向けの研修を受講し、中立的な立場で、相談者の心身の状況や相談内容の受け止めに配慮するなど、第三者的な視点の確保に努めております。

現在、なんでも悩み相談など、既存の第三者による外部や内部の相談窓口を周知しているところであり、パワーハラスメントに関する第三者相談窓口の体制を整える必要性につきましては、研究してまいります。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） パワーハラスメントは、個人の問題としてのみ捉えるのではなく、職場環境や組織風土の課題として改善していくことが重要です。相談内容の傾向を、管理職研修や職場改善に、どのように生かしていますか。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 昇格初年度と2年目の校長、副校長、教頭を対象とするコンプライアンス研修におきまして、相談事例などを参考に意識啓発を行うほか、全教職員向けに毎月発行している、コンプライアンス通信により、パワーハラスメントなどの基本的な考え方を周知するなど、ハラスメントのない、誰もが働きやすい職場環境づくりに生かしております。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） 同一の職員に関して複数回にわたり心理的負担や職場環境に関する相談が寄せられた事案の有無と、相談が繰り返される事案に対して、教育委員会としてどのような再発防止策を講じているのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 同一の職員についての相談を複数回受けるケースがございます。

ハラスメントはあってはならない行為と考えており、不適切な事案に対しましては、行為者に反省と意識改善を促すため、必要に応じて教育委員会事務局も関与しながら、注意や指導などを行っております。

そのうえで、不適切な行為がその後も繰り返されることのないよう、学校におきまして、管理職が関係者や職場の状況を継続的に把握することに加え、教育委員会事務局からも、学校に対し定期的に確認を行ってまいります。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） 今の御答弁で、同一の職員に関する相談があることも明らかになりました。結果として、教職員がメンタルヘルス不調となったり、休職者が、不利益を被らないように、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

この項目の最後に、教職員が安心して働くことのできる職場環境づくりに向けて、今後どのような取組を進めていくのか、できましたら教育長の見解を伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 教職員が安心して働くことのできる職場環境を整えることは、教育活動の充実を図るうえで、極めて重要であると認識しております。

個人の尊厳や人格を侵害し、職場全体の生産性にも悪影響を及ぼすハラスメントの根絶に向け、引き続き、未然防止の取組として研修会等を通じて、継続的にコンプライアンス意識の醸

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

成とともに、職員間の円滑なコミュニケーションの活性化を推進いたします。

また、教職員が安心してSOSを発信できるよう、相談体制をさらに充実させ、働きやすい職場づくりに努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） ぜひ、その様に進めていただきたいと思います。

次に、幕張海浜病院、新病院についてであります。

開院に向けた準備について、日本共産党千葉市議団は4月17日に、新病院に関する出前講座を行い、病院局職員の説明と参加された市民の方との意見交換を実施しました。感想や意見の多くは、新病院への期待と充実を求めるものでした。

まず、この新病院に関する出前講座について、病院局の受け止めと評価について伺います。

○議長（松坂吉則君） 病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君） 本年4月に実施いたしました幕張海浜病院に関する出前講座には、多数の方に御参加いただき、新病院に対する関心の高さを改めて認識したところでございます。

また、参加者からは、多くの御質問や御意見が寄せられ、新病院についての理解を深めていただくとともに、市民の皆さまの関心や御期待を把握する上で、有意義な機会であったと受け止めております。

今後も、市民の皆様に信頼され、安心して利用いただける新病院の整備に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） 次に、新病院は全349床のうち、99床がいわゆる有料個室となります。出前講座に参加された方から、4床室が満床の場合、有料個室を紹介、誘導されることがないようにとの意見がありましたが、そのような対応とならないよう確認しますが、いかがですか。

○議長（松坂吉則君） 病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君） 特別療養環境室、いわゆる有料個室の使用料につきましては、厚生労働省の通知により、患者の同意がない場合や、治療上の必要、あるいは医療機関側の都合により入室いただく場合には、徴収できないものとされております。

このため、現在、両市立病院におきましては、患者御本人または御家族の希望がある場合に限り使用料を徴収しており、入院時に一般病室が満床で特別療養環境室のみ空室がある場合には、当該室に入院いただくこととなりますが、その際の使用料は徴収しておりません。

幕張海浜病院におきましても、同様の運用を徹底し、患者の皆様の意向に反した不適切な案内や誘導が行われることがないように、適切に対応してまいります。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） 次に、この出前講座の翌週、4月24日には新病院の概要説明を受け、見学を行ないました。医療機器やベッド、待合室の椅子など入っていない状態で、広くは見えますけれども、外来や検査室についての壁の色が違い、アルファベットでも分けられているということも確認をしました。

そこで質問ですけれども、現在の開院への設備、医療機器の配置、今後、入院患者を抑制するとしておりますが、これらの準備状況について示してください。

○議長（松坂吉則君） 病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君） 開院に向けました準備につきましては、診療に必要な医療機器の調達や情報ネットワークの整備等を着実に進めているほか、4月の建物引渡し以降、大型医療機器をはじめとする各種機器の搬入を順次実施しており、開院後速やかに診療を開始できるよう、引き続き万全の体制で準備を進めてまいります。

また、移転当日の患者搬送の負担軽減と安全確保の観点から、計画的に入院患者数を調整し、移転直前には一定程度まで抑えることとしております。この対応に当たりましては、地域医療への影響を最小限に抑えるため、医師会や周辺医療機関などとの連携、調整を進めているところでございます。

今後におきましても、患者の皆様の安全と安心を最優先に、安全かつ確実な移転と開院に向けまして、必要な準備を着実に進めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） この見学当日、私からは、更衣室のスペースが狭いことで、病院職員に十分行き渡るのかということ、職員食堂を造らないことでの病院職員の食事スペースは十分取れるのかを質問しました。担当職員からは、一定の対応は図られているものの、全ての利用者にとって十分なものとなっているかについては課題があるということや、食堂がない代わりに、病院内にカフェやコンビニ、病院周辺でも食事ができる店舗もあるとの回答でありました。

他の医療機関の関係者は、いま働いているところは食堂が安くて美味しいから通う気になる。更衣室は着替えるだけではなくてホッとでき、交流できる場所と話しております。

以前からも、休憩場所や食堂の設置など、職員の福利厚生が指摘されてきましたが、福利厚生を向上させるための取組はありますか。

○議長（松坂吉則君） 病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君） 新病院におきましては、来院者が利用するラウンジとは明確に区分した職員専用のラウンジを3階、4階、5階の各フロアに設けており、落ち着いた環境の中でリフレッシュし、職員同士で交流することができる空間を十分に確保しております。

また、おにぎりなどの軽食を提供するカフェで、リラックスして食事が取れる空間もあることから、職員の福利厚生の充実に寄与できるものと考えております。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） 次に、交通アクセスについてであります。

開院が目前に迫り、主要駅と新病院を結ぶバス路線の見通しについても病院局から説明がありました。基本となるのはJR海浜幕張駅と新検見川駅からピーク時で20分に1便以上、そのほかについては30分または60分に1便以上などとされていまして。

その後、バス事業者との協議で主要駅からの便数の協議は進んでいるのか、市民に明らかにされるのはいつなのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） 病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君） 幕張海浜病院の交通アクセスにつきましては、現在バス事業者と協議を進めており、運行内容の具体化が進んでおります。

主要なアクセス拠点であるJR新検見川駅とJR海浜幕張駅からは、朝のピーク時間帯に一定の運行頻度を確保できる見通しであり、特に海浜幕張駅からは、事業者の御尽力によりまして、これまでお示しした内容から増便され、おおむね10分に1便程度の運行が見込まれており

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

ます。夕方の時間帯におきましても、同様に一定の便数を確保する方向で調整しております。

最終的なルートや時刻表につきましては、乗務員の確保や既存路線との調整などが必要なことから、現時点では確定しておりません。

今後、これらの調整を経て確定する予定であり、ルートは来月末頃、時刻表は開院直前に公表予定と伺っております。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） この間、高浜地域の方から、新病院への直行便を必ず確保していただきたい。現在の病院、海浜病院へは、朝たった1本ですが直行便があり必要な時には稲毛高校前から利用している。乗り換えがなく、出費も少なく、病人、特に移動手段を持たない高齢者には、とてもやさしい路線ですと、声が寄せられております。

実際に私もこのバスに乗り、高浜地域や稲毛海浜駅での足の悪い方が乗ってこられ、必要とされている路線であると感じました。

こうした現状がある中で、高浜や磯辺から新病院までの路線延長、以前も指摘した、循環バスなど、バス事業者と協議するべきではないですか。お答えください。

○議長（松坂吉則君） 病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君） 高浜地域・磯辺地域から新病院までの路線延長などにつきましては、これまでも地元からの御要望をいただいております、その必要性につきましては、十分認識しているところでございます。

これまで、バス事業者とは繰り返し意見交換を行ってまいりましたが、近年深刻化している運転手不足や車両確保の課題などもあり、現状では見通しが立ちにくい状況でございます。

現時点では、バス利用実態を見極めながら、引き続き課題として認識してまいります。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） ぜひ利用者の状況を病院局としてもつかんでいただきたいと思っております。

次に移ります。

千葉市地方卸売市場についてであります。

現在地に移転開場してから46年がたちました。今後も、市民及び千葉経済圏の食のインフラとして、生鮮食料品の安定供給という重要な役割を果たし、将来にわたり発展していくことを目的として、昨年3月に千葉市地方卸売市場経営戦略が策定されました。

経営戦略では、再整備のゾーニングとして青果ゾーン、水産ゾーン、関連ゾーン、余剰地に明確なゾーニングを行い、効率的な土地利用を図るとして、その方針としては、ローリング整備によって、現敷地にて市場運営を継続しながら建替えるというものになります。余剰地については市場の活性化に資する活用が望まれます。

現在、場内事業者ワーキングや事業協力者との対話が進められておりますが、市民としても今後の経営戦略に基づく市場の再整備及び活性化には関心がございます。

そこで、場内事業者ワーキング及び事業協力者との対話について、現在の進捗状況を伺います。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 昨年来これまでに、再整備事業者の公募に向けて、場内事業者ワーキング・グループを合計17回開催し、市場施設に必要な機能や規模などのほか、具体的

な配置・平面計画案のイメージなどについての意見交換を実施しております。

また、事業協力者とは、場内事業者の意見を反映した要求水準書案に基づく概算工事費のほか、余剰地の利活用について、出荷力・販売力の強化につながる流通機能や開かれた市場の実現に向けたにぎわい機能などの提案に関する対話を行っているところでございます。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） 私もこの間、歳末市民感謝デーですとか、普段の月であります市民感謝デーで買い物をして、にぎわいがあるということは伺っておりますが、老朽化等の影響も多く見受けられます。

先日、場内事業者からは、水産棟近くの排水処理施設から悪臭がするため、改善を求める要望が出されておりましたが、この原因と、どのような対策を行い、現状はどうか、お答えください。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 今年2月に、汚水を一時的に貯留する調整槽内の攪拌ポンプ4台のうち1台が老朽化により停止し、沈殿物の堆積が進んだ結果、増加した臭気を活性炭で除去し切れなかったことが悪臭発生の原因と考えております。

そこで、当面の対策として、3月以降、調整槽の清掃や活性炭の交換を実施いたしました。

また、場内加工業者に対し、排水へ固形物を流さないよう協力を要請した結果、現在、臭気の問題は解消しております。

今後は、故障した攪拌ポンプを修繕するとともに、調整槽の定期清掃などを行い、適正な施設管理に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） 処理施設の臭気は、広くは拡散しておりませんが、その場に行くとい臭いもするということが伺っておりますので、改善を求めていると思います。

質問の最後は、新湾岸道路についてであります。

昨年開催されたコミュニケーション活動で、千葉市における市民アンケートの総数は3,280通、このうち美浜区は1,187通と3分の1以上を占めており、関心の高さが伺えます。

本年、3月30日開催の第4回新湾岸道路有識者委員との懇談会では、第3回の時に出された有識者委員の主な意見、指摘事項の中で、前提条件が十分に共有されていない印象がある。道路ができるのは20年、30年後ということを認識の上、アンケートに回答していただけているのか疑問との指摘があります。それは集計結果にも示されておりまして、慢性的な渋滞解消の改善の項目に表れているように、美浜区での重要度、強くそう思うは40%強と他の行政区に比べて重要度は低くなっています。

そこで伺いますが、達成すべき目標や配慮すべきことの重要度について、美浜区と他の行政区との差について、市としてどのように受け止めていますか。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） アンケート結果から、慢性的な渋滞の改善について、肯定的な意見をお持ちの方は、市全体では約8割、美浜区では約7割となっており、その差はあるものの、美浜区を含め多くの皆様が、渋滞の改善を重要と考えていることが確認できております。

また、海のつながりや居住地から眺望景観を、配慮すべきことと考える方は、市全体では約8割、美浜区では約9割となっており、海辺に隣接し、多くが住宅街となっている美浜区は、

令和8年第2回定例会会議録第7号（6月19日）

市全体に比べ景観への影響に対する関心が高い地域であることを改めて認識したところでございます。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） 私は、このアンケートの取り方については4項目からの選択になって、どちらかと言えばそう思うと合わせれば割合は高くなるのは当然だと思います。どちらとも言えないという選択肢も設けるべきということは、国土交通省にも伝えていただきたいと思います。

市民ワークショップが5月に2回に分けられ開催されました。渋滞解消のためにと言われているがどのくらい解消できるのかとか人口が減少するのに物流が増えるのか、国道14号・357号の改善をするべきではなどの意見が出され、必要性を問うもの、疑問の声が多かったと伺っています。

市として、この市民ワークショップをどのように評価していますか。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 計画が決定される直前に情報提供や意見把握を行っていた従来の道路事業の進め方と異なり、新湾岸道路プロジェクトの特色は、計画が決定する前の策定プロセスから、市民の皆様などとコミュニケーション活動を行っているところにあります。

今回実施したワークショップは、活発な意見により、参加者の皆様のお考えなど御意見をいただけたことから、今後のまちづくりに重要な役割を担う新湾岸道路の検討を行っていく上で、極めて有効であったと評価しております。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） 1回目の市民ワークショップでニューズレター、未来をつなぐ新湾岸プロジェクトによる説明以外に資料は出されなかったと聞いております。

2回目には、千葉市としての資料としてA Iのイメージ画面を示したそうですが、あくまでイメージであり、渋滞解消、物流、防災などの数値的な資料を示さず、これでワークショップの役割は果たしているのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） ワークショップでは、国が、交通量や死傷事故の現状、将来の推計値等について資料を示しながら説明を行っており、新湾岸道路に対する参加者の皆様の理解が深まり、より活発な議論がされたものと考えております。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） 国が示した資料も、漠然としたものだと伺っております。本当にこれがワークショップといえるのかっていうのは、疑問を呈しておきたいと思います。

今回実施されたワークショップをもって、千葉市民や美浜区民の声を聴き、理解は得られたとして、次のステップに行くことがないよう求めますが、お答えください。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） ワークショップで議論された様々な御意見について、現在、取りまとめを行っているところですが、この御意見などを踏まえて行われる検討の進捗に合わせ、オープンハウス等のコミュニケーション活動を実施し、その内容について、情報提供、意見聴取を行いながら進めていくこととしております。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） 市民ワークショップ開催前日に、千葉県知事と関係6市の首長の新湾岸道路整備促進期成同盟会が5月8日に総会を開き、国に対して要望書を提出されて、早期の計画の具体化を図ることを求めていることへの怒りが、市民からも寄せられております。

これでは、市民ワークショップはアリバイづくりではないかという声が出るのは、当たり前であります。要望は撤回すべきではありませんか。お答えください。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 新湾岸道路は、本市を含む千葉県湾岸地域における交通容量不足を解消させる抜本的な対策であり、市内の渋滞緩和や物流の効率化による経済の活性化などが期待できること、また、災害時の支援活動に重要となる、複数ルートが確保されることで、防災力の強化が図られるなど、本市の持続的な発展に大きく寄与する極めて重要な道路であることから、引き続き、地域の皆様とのコミュニケーション活動を丁寧に行っていくとともに、皆様からいただいた御意見を踏まえながら、本市負担への配慮を求めつつ、より整備効果の高い計画となるよう、国に働きかけてまいります。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） 日本共産党千葉市議会議員団が市民のみなさまに御協力をお願いしている市民要望アンケート、今回も、私、美浜区の所では、新湾岸道路の項目を設けました。

知らない、初めて聞いたと回答した方や、説明会があることを知らなかったと答えた方が3割です。新湾岸道路という大型プロジェクトですから、市民に情報発信、情報提供、説明責任を果たすべきだということは、強く求めておきたいと思います。

最後に、5月22日に、日本共産党県議団や関係6自治体の地方議員で、国土交通省に対して新湾岸道路の建設を中止し、既存道路の整備促進を求める要望書を提出しました。事業の工期を示すべきだとか、将来、人口減少が予測されており、交通量も減り、千葉港の物流も横ばいになる。新湾岸道路は不要ではないかと正しても、工期は算定していない。交通容量不足の対応のために必要な事業という回答に終始しました。

このまま進めることは許されません。千葉市として、このプロジェクトの中止を判断するよう求めますが、お答えください。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 新湾岸道路は、本市の広域的な道路ネットワークの強化に必要な道路であることから、持続的な発展に大きく寄与する極めて重要な道路であると認識しており、引き続き、事業主体である国に協力してまいります。

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君） いつも、これ平行線なんですけれども、先ほど、私冒頭に申し上げました有識者委員の方も、20年、30年かかると言われている、こういった大型道路、いろいろな用地取得ですとか、様々協議が必要な中で、本当に、その20年、30年後に渋滞解消と言われても、その時に車の台数が減っているだとか、物流についても、多くは変わっているのではないということも想定されるわけであります。

市民は、生活道路の改善や上下水道の老朽化対策などを求めています。大型道路ではなくて、こうしたところに予算を充てていくことこそ必要だということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 佐々木友樹議員の一般質問を終わります。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和８年第２回定例会会議録第７号（６月19日）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回は、22日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。御苦勞様でした。

午 後 4 時 38 分 散 会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

千葉市議会議長

松 坂 吉 則

千葉市議会副議長

川 合 隆 史

千葉市議会議員

麻 生 紀 雄

千葉市議会議員

段 木 和 彦